





平成30年第1回箕面市議会定例会議案  
(追加第2号)

第29号議案	特定事業契約締結の件（（仮称）箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業特定事業契約）	1
第30号議案	指定管理者の指定の件（（仮称）箕面市立船場駐車場）	3
第31号議案	指定管理者の指定の件（（仮称）箕面市立新文化ホール）	5
第32号議案	箕面市国民健康保険条例改正の件	7
第33号議案	箕面市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件	19
第34号議案	箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例改正の件	41
第35号議案	箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例改正の件	57
第36号議案	箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例改正の件	61
第37号議案	箕面市日常生活用具の給付等に係る費用の負担に関する条例改正の件	65

第 3 8 号議案	箕面市都市計画法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	67
第 3 9 号議案	箕面市建築基準法施行条例改正の件	71
第 4 0 号議案	箕面市消防団員等公務災害補償条例改正の件	75
第 4 1 号議案	平成 2 9 年度箕面市一般会計補正予算（第 1 0 号）	77
第 4 2 号議案	平成 2 9 年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第 1 号）	187
第 4 3 号議案	平成 2 9 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 4 号）	201
第 4 4 号議案	平成 2 9 年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 4 号）	221
第 4 5 号議案	平成 2 9 年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第 3 号）	239
第 4 6 号議案	平成 2 9 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 4 号）	253
第 4 7 号議案	平成 2 9 年度箕面市水道事業会計補正予算（第 3 号）	267
第 4 8 号議案	平成 2 9 年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）	279

第 2 9 号 議 案

特 定 事 業 契 約 締 結 の 件

次 の と お り 特 定 事 業 契 約 を 締 結 す る 。

平 成 3 0 年 2 月 2 2 日 提 出

箕 面 市 長 倉 田 哲 郎

- 1 契 約 の 目 的 ( 仮 称 ) 箕 面 船 場 駅 前 地 区 ま ち づ くり 拠 点 施 設 整 備 運 営 事 業 特 定 事 業 契 約
- 2 事 業 の 場 所 箕 面 市 船 場 東 三 丁 目 地 内
- 3 契 約 の 方 法 総 合 評 価 一 般 競 争 入 札
- 4 契 約 の 金 額 1 3 , 7 8 4 , 0 1 8 , 9 8 5 円
- 5 契 約 の 相 手 方 箕 面 市 船 場 東 二 丁 目 1 番 2 0 号  
P F I 箕 面 船 場 ま ち づ くり 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 森 田 兼 光
- 6 契 約 の 期 間 平 成 3 0 年 3 月 2 4 日 か ら 平 成 4 8 年 3 月 3 1 日 ま で

(提案理由)

(仮称)箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備運営事業の特定事業契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第12条の規定により提案するものである。

第 3 0 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり（仮称）箕面市立船場駐車場の指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- 1 公の施設の名称 （仮称）箕面市立船場駐車場
- 2 指定管理者 箕面市船場東二丁目 1 番 2 0 号  
P F I 箕面船場まちづくり株式会社  
代表取締役 森 田 兼 光
- 3 指定の期間 平成 3 3 年 4 月 1 日から平成 4 8 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

（仮称）箕面市立船場駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。



第 3 1 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり（仮称）箕面市立新文化ホールの指定管理者を指定する。

平成 3 0 年 2 月 2 2 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- 1 公の施設の名称 (仮称) 箕面市立新文化ホール
- 2 指定管理者 箕面市船場東二丁目 1 番 2 0 号  
P F I 箕面船場まちづくり株式会社  
代表取締役 森 田 兼 光
- 3 指定の期間 平成 3 3 年 4 月 1 日から平成 4 8 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

(仮称) 箕面市立新文化ホールの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。



第三十二号議案

箕面市国民健康保険条例改正の件

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月二十二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例

箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の下に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会（第二条・第三条）」を「市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（第二条―第三条）」に改める。

第一章の章名を次のように改める。

第一章 市が行う国民健康保険の事務

第一条中「国民健康保険」の下に「の事務」を加える。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第二条の見出し中「国民健康保険運営協議会委員」を「協議会の委員」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同条を第二条の二とし、第二章中同条の前に次の一条を加える。

（市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称）

第二条 本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、箕面市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

第八条第一項中「三万円」を「五万円」に改める。

第十一条の二中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第二十九条の七第一項」を「第二十九条の七第一項第一号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「同項第二号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「同項第三号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第十一条の三各号を次のように改める。

一 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに一般被保険者に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額

ロ 国民健康保険事業費納付金（法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府（以下「府」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る、府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ハ 法第八十一条の二第四項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

二 法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

ホ 保健事業に要する費用の額

ヘ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法第七十四条の規定による補助金の額

ロ 法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ハ 法第七十五条の二第一項の国民健康保険給付費等交付金（二

において「国民健康保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十條第一項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額（法第八十二條の三第一項の規定により府が市町村標準保険料率を算定する場合において控除する額があるときは、その額を控除した額。二において同じ。）

ニ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第九條第一項の規定により読み替えられた法第七十二條の三第一項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額を除く。）の額

第十二條中「総額」の下に「並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額」を加える。

第十四條第一項各号を次のように改める。

- 一 所得割 法第八十二條の三第一項及び第三項の規定により府が算定し、及び通知する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率
- 二 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額
- 三 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額
- イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、

基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

ロ 特定同一世帯所属者（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）イの額に二分の一を乗じて得た額

ハ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）イの額に四分の三を乗じて得た額

第十四条の二中「総額」の下に「並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）」を加える。  
第十四条の四の次に次の一条を加える。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定）

第十四条の四の二 第十四条の二の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 次号又は第三号に掲げる世帯以外の世帯 第十四条第一項第三号イに定めるところにより算定した額
- 二 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第十四条第一項第三号ロに

定めるところにより算定した額

三 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）第十四条第一項第三号ハに定めるところにより算定した額

第十四条の五中「五十四万円」を「各年度において法第八十二条の三第三項の規定による通知が行われた日において施行されていた令第二十九条の七第二項第九号に掲げる額」に改める。

第十四条の五の二各号を次のように改める。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）の額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

第十四条の五の三中「総額」の下に「並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額」を加える。

第十四条の五の五第一項各号を次のように改める。

一 所得割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率

二 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

三 世帯別平等割 イからハまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ又はハに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

ロ 特定世帯 イの額に二分の一を乗じて得た額

ハ 特定継続世帯 イの額に四分の三を乗じて得た額

第十四条の五の六中「総額」の下に「並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）」を加える。

第十四条の五の八の次に次の一条を加える。

（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定）

第十四条の五の八の二 第十四条の五の六の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 次号又は第三号に掲げる世帯以外の世帯 第十四条の五の五第一項

第三号イに定めるところにより算定した額

二 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）第十四条の五の五第一項第三号ロに定めるところにより算定した額

三 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）第十四条の五の五第一項第三号ハに定めるところにより算定した額

第十四条の五の九中「十九万円」を「各年度において法第八十二条の第三項の規定による通知が行われた日において施行されていた令第二十九条の七第三項第八号に掲げる額」に改める。

第十四条の六各号を次のように改める。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第九条第一項

の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項の規定による繰入金を除く。の額

第十四条の九第一項各号を次のように改める。

一 所得割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率

二 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

第十四条の十中「十六万円」を「各年度において法第八十二条の三第三項の規定による通知が行われた日において施行されていた令第二十九条の七第四項第八号に掲げる額」に改める。

第十七条第一項中「「特例対象被保険者」を「「特例対象被保険者等」に、「第十四条の五の六若しくは」を「若しくは第十四条の五の六の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）又は」に改める。

第十九条第一項第一号中「世帯主及び」を「世帯主、」に改め、「（法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）」を削り、「当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の七を乗じて得た額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額」を「イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の七を乗じて得た額

ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に十分の七を乗じて得た額

第十九条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に掲げる金額に二十七万五千円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて同号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の五を乗じて得た額

ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に十分の五を乗じて得た額

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項に掲げる金額に五十万円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外の者 イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割

額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に十分の二を乗じて得た額

ロ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に十分の二を乗じて得た額

第十九条第二項中「前項各号」を「前項各号イ及びロ」に改め、同条第四項中「第二項まで」を「第二項」に改める。

第二十六条の二第二項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

第三十一条中「同条の規定により」を「同条の規定による」に改める。

附則第二十三条（見出しを含む。）中「以後」を「から平成二十九年まで」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の箕面市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成三十九年度分の保険料から適用し、平成二十九年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 新条例第八条の規定は、この条例の施行の日以後の死亡に対し支給すべき葬祭費について適用し、同日前の死亡に対し支給すべき葬祭費については、なお従前の例による。

（激変緩和措置期間における保険料率及び基礎賦課限度額等の特例）

4 法第八十二条の二第一項の規定による大阪府国民健康保険運営方針において保険料の額その他の被保険者に与える影響を緩和するために府が定める日までの間は、新条例第十四条第一項、第十四条の五、第十四条の五の五第一項、第十四条の五の九、第十四条の九第一項及び第十四条の十の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十四条第一項第一号	市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）	市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）を参酌して市長が定める保険料率
第十四条第一項第二号及び第三号イ、第十四条の五の五第一項第一号、第二号及び第三号イ並びに第十四条の九第一項第一号及び第二号	市町村標準保険料率	市町村標準保険料率を参酌して市長が定める保険料率
第十四条の五、第十四条の五の九及び第十四条の十	各年度において法第八十二条の第三項の規定による通知が行われた日	各年度の賦課期日

（提案理由）

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）及び国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の改正により、大阪府と市町村が共同で国民健康保険を運営することに伴い、保険料の賦課に関する基準その他の関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第三十三号議案

箕面市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件

箕面市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

平成三十年二月二十二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準（第四条）

第三章 基本方針（第五条）

第四章 指定居宅介護支援事業者の人員に関する基準（第六条・第七条）

第五章 指定居宅介護支援事業者の運営に関する基準（第八条―第三十四条）

第六章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第三十五条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項第一号、第七十九条第二項第一号並びに第八十一条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指

定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第三条 法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援(以下「基準該当居宅介護支援」という。)に係る基準並びに法第八十一条第一項の員数及び同条第二項の基準は、第三章から第六章までに定めるところによる。

第二章 指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準

(指定居宅介護支援事業者の指定をしてはならない者)

第四条 法第七十九条第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。

2 前項において、次に掲げる法人及びこれに準ずる法人を除く。

一 暴力団

二 暴力団員がその役員のうちにいる法人

三 暴力団若しくは暴力団員が経営し、又は実質的に経営を支配する法人

第三章 基本方針

第五条 指定居宅介護支援(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならぬ。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び

福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第四章 指定居宅介護支援事業者の人員に関する基準  
（従業者の員数）

第六条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに一以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であつて常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一とする。

(管理者)

第七条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第一項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

二 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

#### 第五章 指定居宅介護支援事業者の運営に関する基準

(重要事項の説明等)

第八条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十二条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第五条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、

理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、第一項の規定による文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する

方法)

二 磁気ディスク、シート・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならぬ。

6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第四項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第四項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

8 前項に規定する承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第九条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の

提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならぬ。

(受給資格等の確認)

第十一条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十二条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十三条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第十四条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第四十六条第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十五条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第一項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第十六条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第十七条 指定居宅介護支援の方針は、第五条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

二 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

五 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、

利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

六 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

七 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

八 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。

九 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、

居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。（以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

十 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

十一 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十五号）第二十六条第一項に規定する訪問介護計画をいう。）その他の同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事

業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

十四 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

十五 介護支援専門員は、第十三号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

十六 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

イ 要介護認定を受けている利用者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

ロ 要介護認定を受けている利用者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

十七 第三号から第十二号までの規定は、第十三号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

十八 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが

総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

十九 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるように、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

二十一 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。

二十二 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

二十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを

行うものとする。

二十四 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間の半数を超えないようにしなければならない。

二十五 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。

二十六 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

二十七 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見又は法第三十七条第一項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

二十八 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必

要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

二十九 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

三十 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から同条第二項の検討を行うために資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第十八条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市（法第四十一条第十項の規定により同条第九項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）

第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し

て提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第十九条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第二十条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第二十一条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第二十二條 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

五 通常の事業の実施地域

六 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（勤務体制の確保）

第二十三條 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（設備、備品等）

第二十四條 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

第二十五条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(揭示)

第二十六条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならぬ。

(秘密保持)

第二十七条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第二十八条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等)

第二十九条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援

事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情への対応)

第三十条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第六項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第二十三条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法

第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関しては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十一条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(非常災害時の対応)

第三十二条 指定居宅介護支援事業者は、非常災害時には、市と連携協力して、利用者の情報の把握及び共有を図り、安否の確認に努めるとともに、当該利用者の生活を継続することができるよう支援を行うものとする。

る。

(会計の区分)

第三十二条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録等の整備)

第三十四条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録等を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、当該記録等に係る居宅サービス計画の完了の日(第三号に掲げる記録にあつては当該通知の日、第五号に掲げる記録にあつては当該記録を作成した日)から五年間保存しなければならない。

一 第十七条第十三号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳

イ 居宅サービス計画

ロ 第十七条第七号に規定するアセスメントの結果の記録

ハ 第十七条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録

ニ 第十七条第十五号に規定するモニタリングの結果の記録

三 第二十条の規定による市への通知に係る記録

四 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第三十一条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第六章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第三十五条 第三章から前章(第三十条第六項及び第七項を除く。)までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第二十二條」とあるのは「第三十五條において準用する第二十二條」と、第十四條第一項中「指定居宅介護支援(法第四十六條第四項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(同條第二項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。))が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第四十七條第三項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十七條第二十号の規定は、平成三十年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 指定居宅介護支援事業所の管理者については、平成三十三年三月三十一日までの間、第七條第二項の規定にかかわらず、介護支援専門員を同條第一項に規定する管理者とすることができる。

(提案理由)

介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定の権限が大阪府から本市に委譲されることに伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準を定めるため、本条例を制定するものである。

第三十四号議案

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例改正の件

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月二十二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箕面市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十五年箕面市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備

及び運営に関する基準」を「第五節 共生型地域密着型サービスに関する

第六節 指定療養通所介護の事業の基本方針

基準（第六十一条の二十の二・第六十一条の二十の三）

に改める。

並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一条中「第四項第一号」の下に「、法第七十八条の二の二第一項第一号及び第二号」を加える。

第四条中「法第七十八条の四第一項」を「法第七十八条の二の二第一項第一号の基準及び員数並びに同項第二号の基準並びに法第七十八条の四第一項」に改める。

第八条第一項第二号中「（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供

に当たる法第八条第二項に規定する介護福祉士その他政令で定める者をいう。以下この章において同じ。」を削り、同条第二項中「三年以上」を「一年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、三年以上）」に改め、同条第五項中「次の各号に」を「次に」に改め、「午後六時から午前八時までの間において」を削り、同項に次の一号を加える。

## 十二 介護医療院

第八条第七項及び第八項中「午後六時から午前八時までの間は、」を削り、同条第十二項中「指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号イ」を「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十五号。以下「大阪府指定居宅サービス等基準条例」という。）第六十六条第一項第一号イ」に、「第百九十三条第十項」を「第百九十三条第十四項」に改める。

第十六条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十三条第九号」を「箕面市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成三十年箕面市条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第十七条第九号」に改める。

第三十四条第三項中「午後六時から午前八時までの間に行われる」を削る。

第四十一条第一項中「三月」を「六月」に改め、同条第四項中「場合には」の下に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならぬ」を「行わなければならない」に改める。

第四十九条第二項中「三年以上」を「一年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、三年以上）」に改める。

第六十一条の九第六号中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

第四章の二中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

#### 第五節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第六十一条の二十の二 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援

(指定通所支援基準第四条に規定する指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第一号において同じ。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第一百五十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービスをいう。))又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第一百五十五条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第六十五条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者

の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第六十一条の二十の三 第十一条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二条、第二十四条、第三十条、第三十六条から第四十条まで、第四十三条、第五十五条、第六十一条の二、第六十一条の四及び第六十一条の五第四項並びに前節(第六十一条の二十を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第六十一条の十二に規定する重要事項に関する規程をいう。第三十六条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第三十六条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第六十一条の五第四項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第六十一条の九第四号、第六十一条の十第五項及び第六十一条の十三第三項中「指定地域密着型通所介護

従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第六十一条の十九第二項第二号中「次条において準用する第二十二条第二項」とあるのは「第二十二條第二項」と、同項第三号中「次条において準用する第三十條」とあるのは「第三十條」と、同項第四号中「次条において準用する第四十條第二項」とあるのは「第四十條第二項」と読み替えるものとする。

第六十一条の二十五中「九人」を「十八人」に改める。

第六十一条の二十七第一項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第六十一条の三十八中「第三十六條中」の下に「「運営規程」とあるのは「第六十一條の三十四に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第六十三条第一項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を、「特定施設」の下に「をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「同じ。）」を「同じ。）」に改める。

第六十七条第一項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の下に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第百八十條に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。))」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が一日当たり十二人以下となる数とする」に改め、同条第二項中「第八十四條第七項」の下に「及び第百九十三條第八項」を加える。

第八十四條第一項中「、(第七項)」を「(第七項)」に、「及び当該」を「並びに当該」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の下に「及び第百九十三條第八項に規定するサテライト

型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第六項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。」の下に「又は介護医療院」を加え、同条第七項中「以下「本体事業所」を「以下この章において「本体事業所」に改める。

第八十五条第三項及び第八十六条中「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を加える。

第九十五条第二項中「指定居宅介護支援等基準第十三条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第十七条各号」に改める。

第一百五条第三項、第一百三十二条第二項及び第一百四十四条中「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を加える。

第一百九条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第二百二十七条第三項中「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を加える。

第三百三十二条第四項中「のうち一人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を加え、同条第七項第一号中「若しくは作業療法士」を「作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の一号を加える。

三 介護医療院 介護支援専門員

第四百四十条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者  
に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第五百五十三条第三項ただし書中「この条において同じ。」及び「この項において同じ。」に、「平成十一年厚生労働省令第三十九号」を「平成十一年厚生省令第三十九号」に、「をいう。」を「をいう。以下この項において同じ。」に、「場合又は」を「場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十七号）第五十三条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は」に、「及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第四項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加え、同条第八項第二号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の一号を加える。

四 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第百五十五条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第百五十九条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第百六十七条の次に次の一条を加える。

(緊急時等の対応)

第百六十七条の二 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第五十三条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第百七十条中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 緊急時等における対応方法

第百八十四条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回

以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第百八十八条中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 緊急時等における対応方法

第百九十三条第一項中「本体事業所である」を「第八十四条第七項に規定する本体事業所である」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第四十六条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第六項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第八項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第八十四条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第六項中「本体事業所である」を「第八十四条第七項に規定する本体事業所である」に、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇

に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第八項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第七項に次の一号を加える。

##### 五 介護医療院

第九十三条第十項中「指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号イ」を「大阪府指定居宅サービス等基準条例第六十六条第一項第一号イ」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の前に次の一項を加える。

13 第十一項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第二百一条第一項において「研修修了者」という。)を置くことができる。

第九十三条中第九項を第十二項とし、第八項を第十一項とし、第七項の次に次の三項を加える。

8 第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看

護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、二人以上とすることができる。

9 第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第四項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で一以上とする。

第九十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

第九十五条中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。  
第九十六条第一項中「二十九人」の下に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人)」を加え、同条第二項第一号中「、登録定員」を「登録定員」に改め、「定める利用定員」の下に「、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人」を加え、同項第二号中「九人」の下に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人)」を加える。

第九十七条第二項第二号に次のように加える。

ホ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスを提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第二百一条第一項中「介護支援専門員」の下に「(第九十三条第十三項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)」を加える。

第二百四条中「の活動状況」との下に「、第八十九条中「第八十四条第十二項」とあるのは「第九十三条第十三項」と」を加える。

附則第三条、第四条及び第五条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第六条を次のように改める。

第六条 第三百三十二条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等

の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

附則に次の一条を加える。

第七条 第一百三十四条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。



第三十五号議案

箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備  
及び運営等に関する基準を定める条例改正の件

箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月二十二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備  
及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箕面市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等  
に関する基準を定める条例（平成二十五年箕面市条例第二十号）の一部を  
次のように改正する。

第六条中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。

第七条第一項中「介護老人保健施設」の下に「介護医療院」を加える。

第十一条第一項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の下に「（ユニッ  
ト型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例  
第一百八十条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。  
以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニ  
ット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユ  
ニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定  
介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が一日当たり十二人以  
下となる数とする」に改める。

第十八条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護  
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平

成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号」を「箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十七年箕面市条例第十三号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第三十四条第九号」に改める。

第四十六条第六項の表中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限る。」の下に「又は介護医療院」を加える。

第四十七条第三項、第四十八条及び第六十二条第三項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

第六十九条第二号中「指定介護予防支援等基準第三十条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第三十四条各号」に、「指定介護予防支援等基準第三十一条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第三十五条各号」に改める。

第七十四条第二項及び第七十五条中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

第八十条に次の一項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第八十五条第三項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加える。

## 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

### （提案理由）

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。



第三十六号議案

箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する

基準を定める条例改正の件

箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月二十二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例

箕面市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成二十七年箕面市条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「介護保険施設」の下に「指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）」を加える。

第七条第二項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条中第七項を第八項とし、同条第六項各号列記以外の部分中「第三項」を「第四項」に改め、同項第一号中「第三項各号」を「第四項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該利用申込者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第三十四条第九号中「担当職員が」の下に「介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を加え、同条第十二号中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第七十六条第二号」を「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十六号。以下「大阪府指定介護予防サービス等基準条例」という。）第七十八条第二号」に、「等の指定介護予防サービス等基準」を「その他の大阪府指定介護予防サービス等基準条例」に改め、同条第十三号中「等の指定介護予防サービス等基準」を「その他の大阪府指定介護予防サービス等基準条例」に改め、同条第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第三十四条第十六号ロ中「指定介護予防サービス等基準第百十七条第一項」を「大阪府指定介護予防サービス等基準条例第百十九条第一項」に改

め、同条第二十一号中「以下」を「次号及び第二十二号において」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十一の二 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第三十五条第一号中「口腔機能等」を「口腔機能等」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

#### (提案理由)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。



第三十七号議案

箕面市日常生活用具の給付等に係る費用の負担に関する条例

改正の件

箕面市日常生活用具の給付等に係る費用の負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月二十二日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市日常生活用具の給付等に係る費用の負担に関する条例の一部を改正する条例

箕面市日常生活用具の給付等に係る費用の負担に関する条例（平成十二年箕面市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表備考第三号を次のように改める。

三 この表における所得税の額の計算方法については、市長が定める。別表備考第四号を削る。

附 則

この条例は、平成三十年七月一日から施行する。

（提案理由）

高齢者に対する日常生活用具の給付等に関し利用者負担額を決定する基準となる所得税額の計算方法について、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）等の改正に速やかに対応できるようにするため、本条例を改正するものである。



第三十八号議案

箕面市都市計画法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条

例制定の件

箕面市都市計画法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成三十年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市都市計画法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条

例

(箕面市ラブホテル建築の規制に関する条例の一部改正)

第一条 箕面市ラブホテル建築の規制に関する条例(昭和五十八年箕面市条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号に次のように加える。

チ 田園住居地域

(箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例の一部改正)

第二条 箕面市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例(平成二十二年箕面市条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の表中

第一種低層住居専用地域  
第二種低層住居専用地域

を

第一種低層住居専用地域  
第二種低層住居専用地域  
田園住居地域

に改める。

(箕面市特別業務地区建築条例の一部改正)

第三条 箕面市特別業務地区建築条例(昭和四十八年箕面市条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第四十八条第九項」を「第四十八条第十項」に改める。

別表三の項中「別表第二(ち)項第二号」を「別表第二(り)項第二号」に改める。

(北部大阪都市計画西宿住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「第二條第一項第四号」を「第二條第一項第四号イ」に改める。

一 北部大阪都市計画西宿住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成八年箕面市条例第十六号)第五条第二項第一号

二 北部大阪都市計画外院南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成十七年箕面市条例第三十八号)第五条第二項第一号

(北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第五条 北部大阪都市計画水と緑の健康都市地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成十九年箕面市条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表センター施設地区の項(い)の欄第五号中「第二條第一項第八号」を「第二條第一項第五号」に改め、同表広域誘致施設地区の項(い)の欄第十号中「又は令第三百三十條の九の二」を「及び令第三百三十條の九の五」に改める。

(箕面森町広域誘致施設地区における建築物の制限等に関する条例の一部改正)

第六条 箕面森町広域誘致施設地区における建築物の制限等に関する条例(平成二十七年箕面市条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十号中「又は令第三百三十条の九の二」を「及び令第三百三十条の九の五」に改める。

第五条中「第四十八条第九項本文」を「第四十八条第十項本文」に改め、同条第一号中「別表第二(り)項第一号」を「別表第二(ぬ)項第一号」に改める。

(北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第七条 北部大阪都市計画箕面船場駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成二十九年箕面市条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「別表第二(ち)項第二号」を「別表第二(り)項第二号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

#### (提案理由)

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)及び建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)等の改正に伴い、関係規定を整備するため、本条例を制定するものである。



第三十九号議案

箕面市建築基準法施行条例改正の件

箕面市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

箕面市建築基準法施行条例（平成十二年箕面市条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の七の表八の項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同条を第六条の八とする。

第六条の六の次に次の一条を加える。

第六条の七 法第七条第一項の規定による完了検査の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネルギー法」という。）

第十一条第一項に規定する特定建築行為である場合に限る。）又は法第十八条第十六項の規定による通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第十一条第一項に規定する特定建築行為である場合に限る。）をしようとする者は、第六条の二及び第六条の五の手数料のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。

項	床面積の合計	金額
一	二千平方メートル未満のもの	一一一、〇〇〇円

二	二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	一九六、〇〇〇円
三	五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	二五六、〇〇〇円
四	一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三〇七、〇〇〇円
五	二万五千平方メートル以上五万平方メートル未満のもの	三六一、〇〇〇円
六	五万平方メートル以上のもの	四六七、〇〇〇円

備考 「床面積の合計」とは、建築物省エネルギー法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、建築物の増築をする場合（増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が一の建築物となる場合に限る。）において、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十五条第一項又は建築物省エネルギー法第三十一条第一項の変更の認定を受け、かつ、当該認定を建築物省エネルギー法第十二条第三項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に、当該増築する部分以外の部分の床面積の合計に〇・五を乗じて得た面積を加えた面積とする。

第九条の表一の欄中「又は第二種低層住居専用地域」を、「第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(提案理由)

建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた特定建築物に係る完了検査の手数料を定めるとともに、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の改正に伴い関係規定を整備するため、本条例を改正するものである。



第四十号議案

箕面市消防団員等公務災害補償条例改正の件

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成三十年二月二十二日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

箕面市消防団員等公務災害補償条例（昭和四十一年箕面市条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第一号」の下に「又は第三号から第六号までのいずれか」を加え、「三百三十三円を」を「一人につき二百十七円を」に改め、「二百六十七円（非常勤消防団員等に第一号に該当する者が不在の場合には、そのうち一人については）及び」を、「第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円（非常勤消防団員等に第一号に該当する者及び第二号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち一人については三百円）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第五条第三項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用

し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の改正に伴い、非常勤消防団員等に扶養親族がいる場合における補償基礎額の加算額を改定するため、本条例を改正するものがある。

第41号議案

平成29年度箕面市一般会計補正予算（第10号）

平成29年度箕面市の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,406,258千円を減額し、歳入歳出それぞれ54,695,313千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年2月22日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市 税		23,537,000	△84,926	23,452,074
	1 市 民 税	11,299,000	△12,000	11,287,000
	2 固 定 資 産 税	9,045,000	△46,514	8,998,486
	4 市 た ば こ 税	755,000	△8,000	747,000
	6 都 市 計 画 税	2,197,000	△18,412	2,178,588
4 配 当 割 交 付 金		184,000	△13,000	171,000
	1 配 当 割 交 付 金	184,000	△13,000	171,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		202,000	△22,000	180,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	202,000	△22,000	180,000
13 使 用 料 及 び 手 数 料		696,938	△500	696,438
	2 手 数 料	323,861	△500	323,361
14 国 庫 支 出 金		10,286,528	△1,226,855	9,059,673
	1 国 庫 負 担 金	6,285,923	△25,606	6,260,317
	2 国 庫 補 助 金	257,151	△10,688	246,463
	4 国 庫 交 付 金	3,702,169	△1,190,561	2,511,608
15 府 支 出 金		4,693,993	△1,195,889	3,498,104
	1 府 負 担 金	2,190,476	13,796	2,204,272
	2 府 補 助 金	1,918,820	△1,169,065	749,755
	3 府 委 託 金	72,292	△21,827	50,465
	4 府 交 付 金	512,405	△18,793	493,612
16 財 産 収 入		276,339	629,363	905,702
	1 財 産 運 用 収 入	124,802	43,142	167,944
	2 財 産 売 払 収 入	151,537	586,221	737,758
17 寄 附 金		13,186	18,393	31,579
	1 寄 附 金	13,186	18,393	31,579
18 繰 入 金		6,568,862	△124,009	6,444,853
	1 基 金 繰 入 金	6,410,603	△124,009	6,286,594
19 繰 越 金		337,385	151,198	488,583
	1 繰 越 金	337,385	151,198	488,583
20 諸 収 入		1,229,915	△40,545	1,189,370
	3 貸 付 金 元 利 収 入	18,142	24	18,166
	5 雑 入	594,692	△40,569	554,123
21 市 債		3,338,400	502,512	3,840,912

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 市 債	千円 3,338,400	千円 502,512	千円 3,840,912
歳入合計		56,101,571	△1,406,258	54,695,313

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		459,165	△10,139	449,026
	1 議 会 費	459,165	△10,139	449,026
2 総 務 費		5,885,587	160,675	6,046,262
	1 総 務 管 理 費	4,948,924	183,554	5,132,478
	2 徴 税 費	389,194	△6,092	383,102
	3 戸籍住民基本台帳費	396,281	△2,124	394,157
	4 選 挙 費	104,115	△14,583	89,532
	5 統 計 調 査 費	22,716	△80	22,636
3 民 生 費		20,297,718	△293,784	20,003,934
	1 社 会 福 祉 費	4,694,061	72,247	4,766,308
	2 児 童 福 祉 費	8,719,145	△540,236	8,178,909
	3 生 活 保 護 費	2,592,780	△155,308	2,437,472
	4 国 民 健 康 保 険 費	1,216,004	335,724	1,551,728
	5 介 護 保 険 費	1,624,579	△16,414	1,608,165
	6 後 期 高 齢 者 医 療 費	1,451,149	10,203	1,461,352
4 衛 生 費		3,464,461	△39,506	3,424,955
	1 保 健 衛 生 費	1,269,337	△37,692	1,231,645
	2 清 掃 費	2,042,411	△2,170	2,040,241
	4 上 水 道 費	1,713	356	2,069
6 農 林 水 産 業 費		149,478	△1,757	147,721
	1 農 業 費	131,702	△1,757	129,945
7 商 工 費		147,910	△3,317	144,593
	1 商 工 費	127,507	△3,317	124,190
8 土 木 費		8,067,361	△1,710,310	6,357,051
	1 土 木 管 理 費	836,577	△40,231	796,346
	2 道 路 橋 り ょ う 費	886,589	△319,568	567,021
	4 都 市 計 画 費	5,798,306	△1,304,605	4,493,701
	6 公 共 下 水 道 費	388,882	△45,906	342,976
9 消 防 費		1,579,794	△14,088	1,565,706
	1 消 防 費	1,579,794	△14,088	1,565,706
10 教 育 費		7,061,308	△121,513	6,939,795
	1 教 育 総 務 費	2,788,194	△80,786	2,707,408
	2 小 学 校 費	1,242,540	△21,411	1,221,129

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 中 学 校 費	993,364	△4,815	988,549
	4 幼 稚 園 費	237,248	△756	236,492
	5 社 会 教 育 費	891,076	△12,416	878,660
	6 保 健 体 育 費	908,886	△1,329	907,557
11 災 害 復 旧 費		87,000	0	87,000
	1 災 害 応 急 対 策 費	87,000	△34,565	52,435
	2 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	0	1,128	1,128
	3 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	0	33,437	33,437
12 公 債 費		2,540,304	△26,584	2,513,720
	1 公 債 費	2,540,304	△26,584	2,513,720
13 諸 支 出 金		6,251,015	654,065	6,905,080
	1 諸 費	130,660	68,371	199,031
	2 基 金 費	2,583,418	585,694	3,169,112
歳 出 合 計		56,101,571	△1,406,258	54,695,313

第 2 表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	財 務 会 計 シ ス テ ム 更 新 事 業 ( 継 続 費 )	千円		千円	千円		千円
			96,607	平成28年度	56,906	82,831	平成28年度	56,906
				平成29年度	24,420		平成29年度	13,386
		平成30年度	15,281		平成30年度	12,539		
	2 徴 税 費	路 線 価 付 設 事 業 ( 継 続 費 )	8,337	平成28年度	4,742	5,832	平成28年度	4,742
				平成29年度	3,595		平成29年度	1,090
3 民生費	2 児 童 福 祉 費	保 育 所 施 設 整 備 事 業 ( 継 続 費 )	794,858	平成28年度	74,866	906,413	平成28年度	74,866
				平成29年度	719,992		平成29年度	242,782
				平成30年度			平成30年度	588,765
8 土木費	4 都 市 計 画 費	北 大 阪 急 行 線 延 伸 設 計 事 業 ( 継 続 費 )	1,738,151	平成25年度	461,146	1,738,151	平成25年度	461,146
				平成26年度	281,048		平成26年度	281,048
				平成27年度	767,369		平成27年度	767,369
				平成28年度	2,501		平成28年度	2,501
				平成29年度	49,011		平成29年度	49,011
				平成30年度	75,810		平成30年度	30,686
				平成31年度	101,266		平成31年度	146,390

款	項	事業名	補正前			補正後			
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
8 土木費	4 都市計画費	(仮称) 箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備事業(継続費)	千円		千円	千円		千円	
			2,680,446	平成26年度	12,204	3,117,435	平成26年度	12,204	
				平成27年度	44,516		平成27年度	44,516	
				平成28年度	1,811,627		平成28年度	1,811,627	
				平成29年度	66,785		平成29年度	610,763	
				平成30年度	138,137		平成30年度	31,148	
				平成31年度	309,557		平成31年度	309,557	
				平成32年度	297,620		平成32年度	297,620	
			(仮称) 新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備事業(継続費)	23,316	平成26年度	12,690	23,316	平成26年度	12,690
				平成27年度	10,626		平成27年度	10,626	
				平成28年度			平成28年度		
				平成29年度			平成29年度		
							平成30年度		
			北大阪急行線延伸整備事業(継続費)	51,896,613	平成28年度	11,360,133	51,896,613	平成28年度	11,360,133
				平成29年度	3,585,394		平成29年度	3,064,567	
				平成30年度	11,695,947		平成30年度	9,402,469	
				平成31年度	12,706,126		平成31年度	15,520,431	
				平成32年度	12,540,972		平成32年度	12,540,972	
				平成33年度	8,041		平成33年度	8,041	

第 3 表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費		千円	市内公共交通整備事業	976 千円
3 民生費	1 社会福祉費			広域連携福祉事務事業 (権限移譲共同処理分)(臨時)	838
				国民年金システム改修事業	732
	2 児童福祉費			病児・病後児保育室整備事業	25,000
8 土木費	4 都市計画費			都市計画推進事業(臨時)	7,755
				都市計画道路整備事業	89,051
				中央公園整備事業	3,103
10 教育費	1 教育総務費			止々呂美小中一貫校 増築事業	565,629

第 4 表 地方債補正

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
橋りょう整備事業	補正前	千円 73,400	普通貸借 又 証券発行	%以内 4 (注)	政 府 そ の 他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じて 繰上償還 することが できる。
	補正後								
道路安全 対策事業	補正前	87,400	普通貸借 又 証券発行	4 (注)	政 府 そ の 他	25	5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じて 繰上償還 することが できる。
	補正後	35,200	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
北 大 阪 急 行 線 延 伸 整 備 事 業	補正前	228,800	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	1,126,600	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
(仮称)場 前船地区 駅まちづくり 拠点施設 整備事業	補正前	25,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	195,600	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
街路整備 事業	補正前	557,400	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	99,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
義務教育 施設整備 事業	補正前	1,239,700	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	1,077,600	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
災害復旧業 事	補正前	千円		%以内		年以内	年以内		
	補正後	34,000	普通貸借 又 証券発行	4 (注)	政 府 そ の 他	25	5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じて 繰上償還 することが できる。
臨時財政 対策債	補正前	1,000,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	1,145,712	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

平成29年度  
(2017年度)

箕面市一般会計補正予算（第10号）説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	千円 23,537,000	千円 △84,926	千円 23,452,074
2 地 方 譲 与 税	231,000	0	231,000
3 利 子 割 交 付 金	79,000	0	79,000
4 配 当 割 交 付 金	184,000	△13,000	171,000
5 株式等譲渡所得割交付金	202,000	△22,000	180,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,200,000	0	2,200,000
7 ゴルフ場利用税交付金	2,000	0	2,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	87,000	0	87,000
9 地 方 特 例 交 付 金	122,255	0	122,255
10 地 方 交 付 税	826,187	0	826,187
11 交通安全対策特別交付金	20,000	0	20,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	1,169,583	0	1,169,583
13 使 用 料 及 び 手 数 料	696,938	△500	696,438
14 国 庫 支 出 金	10,286,528	△1,226,855	9,059,673
15 府 支 出 金	4,693,993	△1,195,889	3,498,104
16 財 産 収 入	276,339	629,363	905,702
17 寄 附 金	13,186	18,393	31,579
18 繰 入 金	6,568,862	△124,009	6,444,853
19 繰 越 金	337,385	151,198	488,583
20 諸 収 入	1,229,915	△40,545	1,189,370
21 市 債	3,338,400	502,512	3,840,912
歳 入 合 計	56,101,571	△1,406,258	54,695,313

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議 会 費	459,165	△10,139	449,026
2 総 務 費	5,885,587	160,675	6,046,262
3 民 生 費	20,297,718	△293,784	20,003,934
4 衛 生 費	3,464,461	△39,506	3,424,955
5 労 働 費	60,470	0	60,470
6 農 林 水 産 業 費	149,478	△1,757	147,721
7 商 工 費	147,910	△3,317	144,593
8 土 木 費	8,067,361	△1,710,310	6,357,051
9 消 防 費	1,579,794	△14,088	1,565,706
10 教 育 費	7,061,308	△121,513	6,939,795
11 災 害 復 旧 費	87,000	0	87,000
12 公 債 費	2,540,304	△26,584	2,513,720
13 諸 支 出 金	6,251,015	654,065	6,905,080
14 予 備 費	50,000	0	50,000
歳 出 合 計	56,101,571	△1,406,258	54,695,313

補正額の財源内訳

特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	△10,139
△11,989	0	△66,902	239,566
△514,376	0	0	220,592
△1,658	0	0	△37,848
0	0	0	0
0	0	0	△1,757
0	0	0	△3,317
△1,983,681	484,900	△242,529	31,000
0	0	0	△14,088
100,671	△162,100	△9	△60,075
0	34,000	0	△34,000
0	0	0	△26,584
0	0	678,890	△24,825
0	0	0	0
△2,411,033	356,800	369,450	278,525

2 歳 入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
1	市 税	千円 23,537,000	千円 △84,926	千円 23,452,074
1	市 民 税	11,299,000	△12,000	11,287,000
1	個 人	10,197,000	△4,000	10,193,000
2	法 人	1,102,000	△8,000	1,094,000
2	固 定 資 産 税	9,045,000	△46,514	8,998,486
1	固 定 資 産 税	9,020,000	△46,514	8,973,486
4	市 た ば こ 税	755,000	△8,000	747,000
1	市 た ば こ 税	755,000	△8,000	747,000
6	都 市 計 画 税	2,197,000	△18,412	2,178,588
1	都 市 計 画 税	2,197,000	△18,412	2,178,588
4	配 当 割 交 付 金	184,000	△13,000	171,000
1	配 当 割 交 付 金	184,000	△13,000	171,000
1	配 当 割 交 付 金	184,000	△13,000	171,000
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	202,000	△22,000	180,000
1	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	202,000	△22,000	180,000
1	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	202,000	△22,000	180,000
13	使 用 料 及 び 手 数 料	696,938	△500	696,438
2	手 数 料	323,861	△500	323,361
6	土 木 手 数 料	36,217	△500	35,717
14	国 庫 支 出 金	10,286,528	△1,226,855	9,059,673
1	国 庫 負 担 金	6,285,923	△25,606	6,260,317

節		説	明
区 分	金 額 千円		
			千円
1 現年課税分	△4,000	1 普通徴収 補正後 2,634,000,000円－補正前 2,646,000,000円	△12,000
		2 特別徴収 補正後 7,437,000,000円－補正前 7,429,000,000円	8,000
1 現年課税分	△8,000	1 均等割 補正後 370,000,000円－補正前 380,000,000円	△10,000
		2 法人税割 補正後 721,000,000円－補正前 719,000,000円	2,000
1 現年課税分	△46,514	2 家屋 補正後 3,992,486,000円－補正前 4,039,000,000円	△46,514
1 現年課税分	△8,000	1 市たばこ税 補正後 747,000,000円－補正前 755,000,000円	△8,000
1 現年課税分	△18,412	1 都市計画税 補正後 2,152,588,000円－補正前 2,171,000,000円	△18,412
1 配当割交付金	△13,000	1 配当割交付金 補正後 171,000,000円－補正前 184,000,000円	△13,000
1 株式等譲渡 所得割交付金	△22,000	1 株式等譲渡所得割交付金 補正後 180,000,000円－補正前 202,000,000円	△22,000
2 道路橋りょう 手数料	△500	4 放置自転車等移動保管手数料 補正後 500,000円－補正前 1,000,000円	△500

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

## (款) 14 国庫支出金

## (項) 1 国庫負担金

科 目			補正前の額	補正額	計
款	項	目			
14	1	1 民生費国庫負担金	千円 6,102,605	千円 △104,631	千円 5,997,974
		2 教育費国庫負担金	183,318	79,025	262,343
	2	2 国庫補助金	257,151	△10,688	246,463
		1 総務費国庫補助金	29,752	10,593	40,345
		2 民生費国庫補助金	127,595	△20,687	106,908
		3 衛生費国庫補助金	1,777	△594	1,183
	4	4 国庫交付金	3,702,169	△1,190,561	2,511,608
		2 民生費国庫交付金	761,698	△453,547	308,151
		3 土木費国庫交付金	2,911,371	△758,977	2,152,394
		4 教育費国庫交付金	6,600	21,963	28,563
15		府 支 出 金	4,693,993	△1,195,889	3,498,104

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費 負担金	千円 38,479	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 1,157,859,000円－補正前 1,119,380,000円	千円 38,479
2 児童福祉費 負担金	△25,424	6 児童扶養手当費負担金 補正後 144,831,000円－補正前 150,460,000円 7 児童手当費負担金 補正後 1,661,150,000円－補正前 1,696,168,000円 10 障害児通所給付費負担金 補正後 281,865,000円－補正前 266,642,000円	△5,629 △35,018 15,223
3 生活保護費 負担金	△115,788	1 生活保護費負担金 補正後 1,711,212,000円－補正前 1,827,000,000円	△115,788
4 国民健康保険費 負担金	△1,898	1 国民健康保険基盤安定事業費負担金 補正後 145,361,000円－補正前 147,259,000円	△1,898
1 小学校費 負担金	71,863	1 学校施設整備費負担金 補正後 198,175,000円－補正前 126,312,000円	71,863
2 中学校費 負担金	7,162	1 学校施設整備費負担金 補正後 64,168,000円－補正前 57,006,000円	7,162
1 総務管理費 補助金	10,593	6 地域共助基盤づくり事業費補助金 21,187×1/2=10,593	10,593
2 児童福祉費 補助金	△19,746	9 保育対策総合支援事業費補助金 補正後 2,000,000円－補正前 23,333,000円 11 子ども・子育て支援推進費補助金 1,587×10/10=1,587	△21,333 1,587
3 生活保護費 補助金	△941	7 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 補正後 31,318,000円－補正前 32,259,000円	△941
1 保健衛生費 補助金	△594	1 保健事業費補助金 補正後 1,183,000円－補正前 1,777,000円	△594
2 児童福祉費 交付金	△453,547	5 子ども・子育て支援交付金 補正後 114,379,000円－補正前 134,504,000円 6 保育所整備等交付金 補正後 185,239,000円－補正前 618,661,000円	△20,125 △433,422
1 土木管理費 交付金	△11,175	3 社会資本整備総合交付金 補正後 14,825,000円－補正前 26,000,000円	△11,175
2 道路橋りょう費 交付金	△182,350	2 社会資本整備総合交付金 補正後 53,273,000円－補正前 235,623,000円	△182,350
3 都市計画費 交付金	△565,452	3 社会資本整備総合交付金 補正後 2,084,296,000円－補正前 2,649,748,000円	△565,452
3 小学校費 交付金	14,869	1 学校施設環境改善交付金	14,869
4 中学校費 交付金	7,094	1 学校施設環境改善交付金	7,094

(款) 15 府支出金

(項)

## (款) 15 府支出金

## (項) 1 府負担金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
15	1 府 負 担 金	千円 2,190,476	千円 13,796	千円 2,204,272
	1 民 生 費 府 負 担 金	2,190,476	13,796	2,204,272
	2 府 補 助 金	1,918,820	△1,169,065	749,755
	2 民 生 費 府 補 助 金	366,181	35,817	401,998
	3 衛 生 費 府 補 助 金	4,291	△1,064	3,227
	5 土 木 費 府 補 助 金	1,512,562	△1,205,299	307,263
	7 教 育 費 府 補 助 金	4,262	1,481	5,743
	3 府 委 託 金	72,292	△21,827	50,465
	1 総 務 費 府 委 託 金	65,191	△21,827	43,364
	4 府 交 付 金	512,405	△18,793	493,612
	2 民 生 費 府 交 付 金	266,050	△20,125	245,925
	4 商 工 費 府 交 付 金	7,169	1,332	8,501
16	財 産 収 入	276,339	629,363	905,702

節		説 明
区 分	金 額 千円	
		千円
1 社会福祉費 負担金	19,239	7 障害者自立支援給付費等負担金 補正後 578,929,000円－補正前 559,690,000円 19,239
2 児童福祉費 負担金	△30	5 児童手当費負担金 補正後 362,462,000円－補正前 370,103,000円 △7,641 7 障害児通所給付費負担金 補正後 140,932,000円－補正前 133,321,000円 7,611
3 生活保護費 負担金	△6,108	1 生活保護費負担金 補正後 73,233,000円－補正前 79,341,000円 △6,108
4 国民健康保険費 負担金	1,559	1 国民健康保険基盤安定事業費負担金 補正後 461,984,000円－補正前 460,425,000円 1,559
5 後期高齢者 医療費 負担金	△864	1 後期高齢者医療基盤安定事業費負担金 補正後 181,066,000円－補正前 181,930,000円 △864
2 児童福祉費 補助金	35,817	6 保育対策総合支援事業費補助金 7,000×3/4≒5,249 5,249 21 安心子ども基金特別対策事業費補助金 45,853×2/3≒30,568 30,568
1 保健衛生費 補助金	△1,064	8 保健事業費補助金 補正後 2,971,000円－補正前 3,918,000円 △947 15 風しん対策事業費補助金 補正後 213,000円－補正前 330,000円 △117
1 土木管理費 補助金	△5,299	1 震災対策推進事業費補助金 補正後 7,263,000円－補正前 12,562,000円 △5,299
2 都市計画費 補助金	△1,200,000	1 北大阪急行線延伸整備事業費補助金 補正後 300,000,000円－補正前 1,500,000,000円 △1,200,000
1 教育総務費 補助金	1,481	1 教育支援体制整備事業費補助金 補正後 1,005,000円－補正前 1,322,000円 △317 4 市町村医療的ケア体制整備推進事業費補助金 5,394×1/3≒1,798 1,798
3 選挙費委託金	△21,827	1 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査委託金 補正後 41,534,000円－補正前 63,361,000円 △21,827
2 児童福祉費 交付金	△20,125	3 子ども・子育て支援交付金 補正後 114,379,000円－補正前 134,504,000円 △20,125
2 消費対策費 交付金	1,332	4 地方消費者行政活性化交付金 補正後 7,856,000円－補正前 6,524,000円 1,332

(款) 16 財産収入  
(項)

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
16	1 財 産 運 用 ・ 収 入	千円 124,802	千円 43,142	千円 167,944
	2 基 金 収 益 金	469	43,142	43,611

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 財政調整基金 運用収入	10,259	1 財政調整基金運用収入 補正後 10,260,000円－補正前 1,000円	10,259
3 環境クリーン 基金運用収入	591	1 環境クリーン基金運用収入 補正後 592,000円－補正前 1,000円	591
4 交通遺児奨学 基金運用収入	29	1 交通遺児奨学基金運用収入 補正後 54,000円－補正前 25,000円	29
5 学校教育施設 整備基金 運用収入	1,416	1 学校教育施設整備基金運用収入 補正後 1,417,000円－補正前 1,000円	1,416
6 土地開発基金 運用収入	1,492	1 土地開発基金運用収入 補正後 1,493,000円－補正前 1,000円	1,492
8 市民医療総合 施設建設基金 運用収入	183	1 市民医療総合施設建設基金運用収入 補正後 184,000円－補正前 1,000円	183
9 市立病院医療 体制整備基金 運用収入	447	1 市立病院医療体制整備基金運用収入 補正後 791,000円－補正前 344,000円	447
10 都市施設整備 基金運用収入	5,786	1 都市施設整備基金運用収入 補正後 5,787,000円－補正前 1,000円	5,786
11 福祉基金 運用収入	669	1 福祉基金運用収入 補正後 673,000円－補正前 4,000円	669
12 公債管理基金 運用収入	2,202	1 公債管理基金運用収入 補正後 2,203,000円－補正前 1,000円	2,202
13 保健福祉総合 推進基金 運用収入	1,524	1 保健福祉総合推進基金運用収入 補正後 1,525,000円－補正前 1,000円	1,524
14 北大阪急行 南北線延伸整備 基金運用収入	12,499	1 北大阪急行南北線延伸整備基金運用収入 補正後 12,500,000円－補正前 1,000円	12,499
15 文化施設整備 基金運用収入	3,638	1 文化施設整備基金運用収入 補正後 3,639,000円－補正前 1,000円	3,638
16 奨学資金貸付 基金運用収入	1	1 奨学資金貸付基金運用収入 補正後 2,000円－補正前 1,000円	1
17 未来子ども 基金運用収入	861	1 未来子ども基金運用収入 補正後 862,000円－補正前 1,000円	861
18 公園緑地等 整備基金 運用収入	993	1 公園緑地等整備基金運用収入 補正後 994,000円－補正前 1,000円	993
19 あんしん 消防救急基金 運用収入	543	1 あんしん消防救急基金運用収入 補正後 544,000円－補正前 1,000円	543
20 みどり推進 基金運用収入	9	1 みどり推進基金運用収入 補正後 10,000円－補正前 1,000円	9

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

## (款) 16 財産収入

## (項) 2 財産売却収入

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項			
16	2 財産売却収入	千円 151,537	千円 586,221	千円 737,758
	1 不動産売却収入	151,516	586,221	737,737
17	寄附金	13,186	18,393	31,579
	1 寄附金	13,186	18,393	31,579
	1 ふるさと寄附金	13,186	18,393	31,579
18	繰入金	6,568,862	△124,009	6,444,853
	1 基金繰入金	6,410,603	△124,009	6,286,594
	5 公園緑地等整備基金繰入金	260,684	△244,021	16,663
	10 市民医療総合施設建設基金繰入金	0	120,012	120,012
19	繰越金	337,385	151,198	488,583
	1 繰越金	337,385	151,198	488,583
	1 前年度繰越金	337,385	151,198	488,583
20	諸収入	1,229,915	△40,545	1,189,370
	3 貸付金元利収入	18,142	24	18,166
	3 同和更生資金貸付金元利収入	2	24	26
	5 雑入	594,692	△40,569	554,123
	2 弁償金	217,636	△2,908	214,728
	3 雑入	373,065	△40,880	332,185

節		金額 千円	説明	千円
区分				
1 不動産売却収入	586,221	1 市有地売却収入 補正後 737,737,000円—補正前 151,516,000円	586,221	
1 ふるさと寄附金	18,393	1 ふるさと寄附金 補正後 31,579,000円—補正前 13,186,000円	18,393	
1 公園緑地等整備基金繰入金	△244,021	1 公園緑地等整備基金繰入金 補正後 16,663,000円—補正前 260,684,000円	△244,021	
1 市民医療総合施設建設基金繰入金	120,012	1 市民医療総合施設建設基金繰入金	120,012	
1 前年度繰越金	151,198	1 前年度繰越金 補正後 488,583,000円—補正前 337,385,000円	151,198	
1 同和更生資金貸付金元利収入	24	1 同和更生資金貸付金元金収入 補正後 25,000円—補正前 1,000円	24	
2 実費弁償金	△2,908	17 教育センター喫茶等各種使用料 補正後 100,000円—補正前 562,000円 44 予防接種徴収金 補正後 27,100,000円—補正前 29,546,000円	△462 △2,446	
1 保険金収入	△10	4 全国市長会学校災害賠償補償保険金収入 補正後 11,000円—補正前 21,000円	△10	
2 雑入	△40,870	24 大阪府市町村振興協会市町村交付金 補正後 51,150,000円—補正前 34,942,000円 34 老人医療費一部負担金相当額等一部助成高額療養費差額返還金 補正後 4,866,000円—補正前 1,000円	16,208 4,865	

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

## (款) 20 諸収入

## (項) 5 雑入

科 目			補正前の額	補正額	計
款	項	目	千円	千円	千円
20	5	3 [雑入]			
		4 過年度収入	3,990	3,219	7,209
21	市	債	3,338,400	502,512	3,840,912
	1 市	債	3,338,400	502,512	3,840,912
		1 臨時財政対策債	1,000,000	145,712	1,145,712
		3 土木債	972,000	484,900	1,456,900
		5 教育債	1,239,700	△162,100	1,077,600

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		37 身体障害者知的障害者医療高額療養費差額返還金 補正後 3,707,000円－補正前 1,000円	3,706
		44 大阪府後期高齢者医療制度特別対策補助金 補正後 280,000円－補正前 351,000円	△71
		46 後期高齢者歯科健康診査事業費補助金 補正後 1,515,000円－補正前 954,000円	561
		47 箕面有料道路定期券実費負担金 補正後 0円－補正前 65,544,000円	△65,544
		48 箕面有料道路定期券ＩＣカード費用実費負担金 補正後 0円－補正前 1,270,000円	△1,270
		50 国際交流員住宅使用料 補正後 536,000円－補正前 624,000円	△88
		51 レセプト点検業務委託料返還金	1
		55 高速道路救急業務支弁金	762
1 過年度収入	3,219	1 過年度収入 高齢者インフルエンザ他市負担金他	3,219
1 臨時財政 対 策 債	145,712	1 臨時財政対策債 補正後 1,145,712,000円－補正前 1,000,000,000円	145,712
1 道路橋りょう 事 業 債	△125,600	1 橋りょう整備事業債 補正後 0円－補正前 73,400,000円 3 道路安全対策事業債 補正後 35,200,000円－補正前 87,400,000円	△73,400 △52,200
2 都 市 計 画 事 業 債	610,500	1 都計道路国文都市4号線道路改良事業債 補正後 12,900,000円－補正前 5,500,000円 3 (仮称)箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備事業債 補正後 195,600,000円－補正前 25,000,000円 6 北大阪急行線延伸整備事業債 補正後 1,126,600,000円－補正前 228,800,000円 7 都計道路桜井石橋線道路改良事業債 補正後 8,900,000円－補正前 57,000,000円 8 都計道路萱野東西線道路改良事業債 補正後 74,500,000円－補正前 200,400,000円 9 都計道路芝如意谷線道路改良事業債 補正後 3,200,000円－補正前 294,500,000円	7,400 170,600 897,800 △48,100 △125,900 △291,300
1 小学校事業債	△35,200	1 彩都地区小学校整備事業債 補正後 327,500,000円－補正前 349,900,000円 2 止々呂美小学校整備事業債 補正後 288,100,000円－補正前 300,900,000円	△22,400 △12,800
2 中学校事業債	△126,900	1 彩都地区中学校整備事業債 補正後 364,900,000円－補正前 397,100,000円 2 止々呂美中学校整備事業債 補正後 97,100,000円－補正前 191,800,000円	△32,200 △94,700

(款) 21 市債

(項) 1 市債

(款) 21 市債

(項) 1 市債

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項			
21	1	7 災 害 復 旧 債 千円 0	千円 34,000	千円 34,000

節		金額	説明
区分	金額		
1 災害復旧事業債	34,000	1 災害復旧事業債	

千円  
34,000

(款) 21 市債  
(項) 1 市債

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款	項				目	
	1	議 会 費	千円 459,165	千円 △10,139	千円 449,026	千円 一般財源 △10,139
	1	議 会 費	459,165	△10,139	449,026	一般財源 △10,139
	1	議 会 費	459,165	△10,139	449,026	一般財源 △10,139

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
2 給料	△239	1 人件費(議会費)【人事室】	△717
3 職員手当等	△239	2 給料	△239
4 共済費	△239	2 一般職給	△239
8 報償費	△72	一般職給	△239
9 旅費	△3,995	3 職員手当等	△239
11 需用費	△567	2 扶養手当	△20
12 役務費	△1,089	4 地域手当	△17
13 委託料	△159	11 期末勤勉手当	△102
14 使用料及び賃借料	△300	14 児童手当	△100
19 負担金補助及び交付金	△3,240	4 共済費	△239
		3 職員共済組合負担金	△226
		7 社会保険料	△13
		3 議会管理事業【議会事務局総務室】	△3,664
		11 需用費	△274
		3 食糧費	△80
		6 修繕料	△194
		車両修理他	△194
		14 使用料及び賃借料	△150
		2 賃借料	△150
		自動車借上料	△150
		19 負担金補助及び交付金	△3,240
		3 交付金	△3,240
		政務活動費	△3,240
		4 議員出張事業【議会事務局総務室】	△438
		9 旅費	△438
		1 費用弁償	△233
		3 特別旅費	△205
		5 行政視察事業【議事室】	△2,775
		9 旅費	△2,775
		1 費用弁償	△2,538
		3 特別旅費	△237
		9 議会運営事業【議事室】	△1,483
		11 需用費	△235
		4 印刷製本費	△235
		会議録	△74
		委員会記録	△161
		12 役務費	△1,089
		4 筆耕翻訳料	△1,089

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳 千円	
款	項	目					
1	1	1 [議 会 費]					
2	総 務 費		5,885,587	160,675	6,046,262	府支出金	△11,989
						諸収入	△66,902
						一般財源	239,566
	1 総 務 管 理 費		4,948,924	183,554	5,132,478	諸収入	△66,902
						一般財源	250,456
	1 一 般 管 理 費		1,592,959	△43,913	1,549,046	一般財源	△43,913

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		13 委託料	△159
		1 委託料	△159
		会議録検索システムデータ作成委託他	△159
		50 議会改革事務事業【議事室】	△1,062
		8 報償費	△72
		1 報償金	△72
		講師謝礼	△72
		9 旅 費	△782
		1 費用弁償	△632
		3 特別旅費	△150
		11 需用費	△58
		4 印刷製本費	△58
		広報用チラシ	△58
		14 使用料及び賃借料	△150
		1 使用料	△150
1 報 酬	△421	1 人件費（一般管理費特別職給）【人事室】	△2,810
2 給 料	△19,114	2 給 料	△2,401
3 職員手当等	△13,708	1 特別職給	△2,401
4 共 済 費	△8,106	副市長	△2,401
9 旅 費	△974	3 職員手当等	△409
11 需用費	△407	4 地域手当	△304
14 使用料及び賃借料	△1,183	11 期末勤勉手当	△105
		2 人件費（一般管理費）【人事室】	△38,118
		2 給 料	△16,713
		2 一般職給	△16,713
		一般職給	△16,713
		3 職員手当等	△13,299
		2 扶養手当	△463
		3 管理職手当	△2,108
		4 地域手当	△1,897
		5 通勤手当	△94
		10 住居手当	△1,506
		11 期末勤勉手当	△6,517
		14 児童手当	△714
		4 共 済 費	△8,106
		3 職員共済組合負担金	△8,106
		13 事務機器管理事業【総務課】	△1,586
		11 需用費	△407

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
2	1	1[一般管理費]				
		5 財産管理費	274,036	△500	273,536	一般財源 △500
		8 公平委員会費	2,769	△852	1,917	一般財源 △852
		9 人事管理費	1,510,674	338,243	1,848,917	一般財源 338,243

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
		1 消耗品費	△407
		14 使用料及び賃借料	△1,179
		2 賃借料	△1,179
		事務機器借上料	△1,179
		38 行政不服審査制度運営事業【行政不服審査室】	△345
		1 報酬	△345
		3 非常勤職員報酬	△345
		審理員	△192
		行政不服審査会委員	△153
		55 東日本大震災被災地支援事業（職員派遣）【人事室】	△330
		9 旅費	△330
		3 特別旅費	△330
		59 （仮称）箕面グリーンロード利用税創設準備事業【交通政策室】	△724
		1 報酬	△76
		3 非常勤職員報酬	△76
		箕面グリーンロード利用税創設検討委員会 委員	△76
		9 旅費	△644
		1 費用弁償	△18
		2 普通旅費	△50
		3 特別旅費	△576
		14 使用料及び賃借料	△4
		1 使用料	△4
12 役務費	△500	6 庁用自動車任意保険加入事業【営繕課】	△500
		12 役務費	△500
		7 自動車損害保険料	△500
1 報酬	△852	1 公平委員会運営事業【公平委員会事務局】	△852
		1 報酬	△852
		2 委員報酬	△852
		公平委員会委員	△852
3 職員手当等	371,340	1 人件費（人事管理費退職手当）【人事室】	371,340
		3 職員手当等	371,340
4 共済費	△8,383	13 退職手当	371,340
7 賃金	△24,714	2 人件費（人事管理費雇用保険料）【人事室】	△2,696
		4 共済費	△2,696
		7 社会保険料	△2,696
		3 人件費（人事管理費地公災負担金）【人事室】	△12
		4 共済費	△12
		6 地公災負担金	△12
		5 臨時職員雇用事業【人事室】	△24,714

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

科		目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目	千円	千円	千円	千円	
2	1	9[人事管理費]					
		11 住居表示費	7,532	△1,958	5,574	一般財源	△1,958
		12 職員研修費	17,096	△1,500	15,596	一般財源	△1,500
		13 安全都市推進費	119,143	△70,298	48,845	諸収入 一般財源	△66,814 △3,484
		14 公害対策費	10,965	△1,352	9,613	一般財源	△1,352
		21 人権文化推進費	27,425	△223	27,202	諸収入 一般財源	△88 △135

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		7 賃 金	△24,714
		1 臨時雇賃金	△24,714
		10 特別職非常勤・臨時職員管理事業【人事室】	△5,675
		4 共 済 費	△5,675
		7 社会保険料	△3,910
		11 協会けんぽ負担金	△1,765
13 委 託 料	△1,958	1 住居表示維持管理事業【戸籍住民異動室】	△223
		13 委 託 料	△223
		1 委 託 料	△223
		住居表示台帳等作成業務委託	△223
		50 街区表示板整備事業【戸籍住民異動室】	△1,735
		13 委 託 料	△1,735
		1 委 託 料	△1,735
		街区表示板整備委託	△1,735
8 報 償 費	△500	1 職員研修事業【人事室】	△1,500
		8 報 償 費	△500
9 旅 費	△1,000	1 報 償 金	△500
		講師謝礼他	△500
		9 旅 費	△1,000
		3 特別旅費	△1,000
9 旅 費	△25	56 箕面有料道路利用促進事業【交通政策室】	△70,298
		9 旅 費	△25
		2 普通旅費	△25
11 需 用 費	△66,829	11 需 用 費	△66,829
12 役 務 費	△3,119	1 消 耗 品 費	△66,815
		4 印刷製本費	△14
		利用促進チラシ	△14
14 使用料及び 賃 借 料	△130	12 役 務 費	△3,119
19 負担金補助 及び交付金	△195	1 通 信 運 搬 費	△75
		3 手 数 料	△3,044
		14 使用料及び賃借料	△130
		2 賃 借 料	△130
		事務機器借上料	△130
		19 負担金補助及び交付金	△195
		1 負 担 金	△195
		定期券導入社会実験事業費	△195
13 委 託 料	△1,352	5 公害対策事業【環境動物室】	△1,352
		13 委 託 料	△1,352
		1 委 託 料	△1,352
		河川水底質調査委託他	△1,352
12 役 務 費	△71	51 国際交流員招致事業【人権文化部文化国際室】	△223
		12 役 務 費	△71
14 使用料及び 賃 借 料	△152	3 手 数 料	△71
		14 使用料及び賃借料	△152

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

## (款) 2 総務費

## (項) 1 総務管理費

科		目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款	項					千円	千円
2	1	21 [人権文化推進費]					
		23 業務システム 管理運営費	246,897	△23,694	223,203	一般財源	△23,694
		31 公共施設管理費	313,190	△10,399	302,791	一般財源	△10,399
	2	徴 税 費	389,194	△6,092	383,102	一般財源	△6,092
		1 徴税総務費	315,016	△2,549	312,467	一般財源	△2,549

節		説 明	千円
区 分	金 額		
		2 賃借料	△152
		住宅借上料	△152
13 委託料	△14,471	2 住民情報システム管理運営事業【情報政策室】	△6,260
		13 委託料	△5,760
14 使用料及び賃借料	△6,323	1 委託料	△5,760
		システム機器保守等委託	△580
18 備品購入費	△2,900	システム運用管理委託他	△5,180
		14 使用料及び賃借料	△500
		1 使用料	△500
		3 中央電算室管理事業【情報政策室】	△1,800
		14 使用料及び賃借料	△1,800
		1 使用料	△1,800
		52 住民情報システム管理運営事業（臨時）【情報政策室】	△4,600
		13 委託料	△1,700
		1 委託料	△1,700
		システム機器更新等委託他	△1,700
		18 備品購入費	△2,900
		1 庁用器具費	△2,900
		システム機器	△2,900
		55 財務会計システム更新事業（継続費）【会計室】	△11,034
		13 委託料	△7,011
		1 委託料	△7,011
		システム更新委託	△7,011
		14 使用料及び賃借料	△4,023
		1 使用料	△4,023
13 委託料	△10,399	1 公共施設管理事業【営繕課】	△10,399
		13 委託料	△10,399
		1 委託料	△10,399
		公共施設管理委託	△10,399
2 給料	△137	1 人件費（徴税総務費）【人事室】	△2,549
		2 給料	△137
3 職員手当等	△2,138	2 一般職給	△137
		一般職給	△137
4 共済費	△274	3 職員手当等	△2,138
		5 通勤手当	△218
		9 時間外及び休日勤務手当	△890
		10 住居手当	△413
		11 期末勤勉手当	△617
		4 共済費	△274
		3 職員共済組合負担金	△274

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款	項	目				千円	千円
2	2	2 賦 課 徴 収 費	74,178	△3,543	70,635	一般財源	△3,543
	3	戸籍住民基本台帳費	396,281	△2,124	394,157	一般財源	△2,124
		1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	396,281	△2,124	394,157	一般財源	△2,124
	4	選 挙 費	104,115	△14,583	89,532	府支出金	△11,989
		1 選 挙 管 理 委 員 会 費	40,643	△2,594	38,049	一般財源	△2,594
		3 衆議院議員総選挙 ・最高裁判所裁判官 国民審査費	63,361	△11,989	51,372	府支出金	△11,989

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	千円 △415	5 市・府民税（個人）賦課事務事業【市民税室】	千円 △1,038
12 役務費	△623	11 需用費	△415
13 委託料	△2,505	4 印刷製本費	△415
		諸用紙他	△415
		12 役務費	△623
		1 通信運搬費	△623
		55 路線価付設事業（継続費）【固定資産税室】	△2,505
		13 委託料	△2,505
		1 委託料	△2,505
		路線価付設業務委託	△2,505
2 給料	△194	1 人件費（戸籍住民基本台帳費）【人事室】	△2,124
3 職員手当等	△1,648	2 給料	△194
4 共済費	△282	2 一般職給	△194
		一般職給	△194
		3 職員手当等	△1,648
		3 管理職手当	△22
		5 通勤手当	△198
		9 時間外及び休日勤務手当	△1,125
		11 期末勤勉手当	△303
		4 共済費	△282
		3 職員共済組合負担金	△282
2 給料	△1,529	1 人件費（選挙管理委員会費）【人事室】	△2,594
3 職員手当等	△523	2 給料	△1,529
4 共済費	△542	2 一般職給	△1,529
		一般職給	△1,529
		3 職員手当等	△523
		4 地域手当	△176
		5 通勤手当	△71
		10 住居手当	△100
		11 期末勤勉手当	△176
		4 共済費	△542
		3 職員共済組合負担金	△542
1 報酬	△110	51 臨時職員雇用事業（衆議院議員総選挙等）【人事室】	△695
3 職員手当等	△3,663	7 賃金	△695
7 賃金	△695	1 臨時雇賃金	△695
8 報償費	△30	52 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査事業	△11,294
		【選挙管理委員会事務局】	
		1 報酬	△110
		3 非常勤職員報酬	△110

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

## (款) 2 総務費

## (項) 4 選挙費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項	目	千円	千円	千円	千円
2	4	3 衆議院議員総選挙 ・最高裁判所裁判官 国民審査費				
	5	統計調査費	22,716	△80	22,636	一般財源 △80
		1 統計調査総務費	21,076	△80	20,996	一般財源 △80
3		民生費	20,297,718	△293,784	20,003,934	国庫支出金 △558,740 府支出金 44,364 一般財源 220,592
	1	社会福祉費	4,694,061	72,247	4,766,308	国庫支出金 38,479 府支出金 19,239 一般財源 14,529
		1 社会福祉総務費	970,746	△4,401	966,345	一般財源 △4,401

節		説	明
区 分	金 額		
9 旅 費	千円 △29	投票管理者・立会人他	△110
		<b>3 職員手当等</b>	<b>△3,663</b>
11 需 用 費	△2,490	9 時間外及び休日勤務手当	△3,663
		<b>8 報 償 費</b>	<b>△30</b>
12 役 務 費	△821	1 報 償 金	△30
		ポスター掲示場設置協力謝礼他	△30
13 委 託 料	△3,371	<b>9 旅 費</b>	<b>△29</b>
		1 費用弁償	△18
14 使用料及び 賃借料	△564	2 普通旅費	△11
		<b>11 需用費</b>	<b>△2,490</b>
18 備品購入費	△216	1 消耗品費	△1,559
		4 印刷製本費	△531
		啓発チラシ他	△531
		6 修繕料	△400
		投開票所機材修理他	△400
		<b>12 役 務 費</b>	<b>△821</b>
		1 通信運搬費	△821
		<b>13 委 託 料</b>	<b>△3,371</b>
		1 委 託 料	△3,371
		ポスター掲示場設置・撤収等委託	△1,620
		投票受付業務等委託	△1,751
		<b>14 使用料及び賃借料</b>	<b>△564</b>
		1 使 用 料	△285
		2 賃 借 料	△279
		事務機器等借上料	△279
		<b>18 備品購入費</b>	<b>△216</b>
		1 庁用器具費	△216
		開票集計ソフトウェア	△216
3 職員手当等	△80	<b>1 人件費（統計調査総務費）【人事室】</b>	<b>△80</b>
		<b>3 職員手当等</b>	<b>△80</b>
		9 時間外及び休日勤務手当	△70
		11 期末勤勉手当	△10
2 給 料	△256	<b>1 人件費（社会福祉総務費）【人事室】</b>	<b>△5,310</b>
		<b>2 給 料</b>	<b>△256</b>
3 職員手当等	△3,440	2 一般職給	△256
		一般職給	△256
			△256
4 共 済 費	△1,614	<b>3 職員手当等</b>	<b>△3,440</b>
		2 扶養手当	△192

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

科		目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目	千円	千円	千円	千円	
3	1	1 [社会福祉総務費]					
		2 国民年金費	14,888	△3,342	11,546	一般財源	△3,342
		4 身体障害者 知的障害者 医療助成費	162,348	△518	161,830	一般財源	△518
		7 老人福祉費	180,982	△4,474	176,508	一般財源	△4,474
		9 障害福祉費	2,780,770	85,939	2,866,709	国庫支出金	38,479
						府支出金	19,239
						一般財源	28,221

節		説	明
区 分	金 額		
19 負担金補助及び交付金	千円 909	3 管理職手当 11 期末勤勉手当 14 児童手当 4 共 済 費 3 職員共済組合負担金	千円 △1,595 △1,498 △155 △1,614 △1,614
		50 福祉輸送利用促進モデル事業【健康福祉政策室】	909
		19 負担金補助及び交付金	909
		2 補 助 金 福祉輸送利用促進モデル事業補助金	909 909
13 委 託 料	△3,342	1 国民年金事業【介護・医療・年金室】 13 委 託 料 1 委 託 料 窓口業務等委託 窓口派遣委託	△3,342 △3,342 △3,342 △158 △3,184
13 委 託 料	△518	50 重度障害者医療費助成準備事業【介護・医療・年金室】 13 委 託 料 1 委 託 料 システム改修委託	△518 △518 △518 △518
8 報 償 費	△2,499	6 長寿祝金贈与事業【高齢福祉室】 8 報 償 費	△2,499 △2,499
20 扶 助 費	△1,975	1 報 償 金 長寿祝金 長寿祝品 21 老人保護事業（扶助費）【高齢福祉室】 20 扶 助 費 1 扶 助 費 老人扶助費	△2,499 △2,214 △285 △1,975 △1,975 △1,975 △1,975
1 報 酬	△1,035	10 障害者在宅生活支援事業【障害者支援室】 1 報 酬	△592 △592
19 負担金補助及び交付金	10,017	3 非常勤職員報酬 精神保健福祉相談員	△592 △592
20 扶 助 費	76,957	11 障害者介護給付費等支給判定審査会運営事業【障害者支援室】 1 報 酬 3 非常勤職員報酬 障害者介護給付費等支給判定審査会委員 12 障害者地域生活支援事業（障害者支援）【障害者支援室】 19 負担金補助及び交付金 2 補 助 金 障害者地域生活支援事業補助金 24 障害者グループホーム事業（扶助費）【障害者支援室】 20 扶 助 費	△443 △443 △443 △443 10,017 10,017 10,017 3,011 3,011

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

科		目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項	目	千円	千円	千円	千円
3	1	9 [障害福祉費]				
		11 障害者自立支援 センター費	70,690	△957	69,733	一般財源 △957
	2	児童福祉費	8,719,145	△540,236	8,178,909	国庫支出金 △478,592 府支出金 30,538 一般財源 △92,182
		1 児童福祉総務費	3,565,273	△37,798	3,527,475	国庫支出金 △23,837 府支出金 △30 一般財源 △13,931

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		1 扶 助 費	3,011
		障害者グループホーム費	3,011
		25 障害者施設事業（扶助費）【障害者支援室】	58,456
		20 扶 助 費	58,456
		1 扶 助 費	58,456
		障害者施設費	58,456
		26 障害者（児）ホームヘルプ事業（扶助費）【障害者支援室】	13,196
		20 扶 助 費	13,196
		1 扶 助 費	13,196
		障害者（児）ホームヘルプ費	13,196
		27 障害者（児）ショートステイ事業（扶助費）【障害者支援室】	2,294
		20 扶 助 費	2,294
		1 扶 助 費	2,294
		障害者（児）ショートステイ費	2,294
15 工事請負費	△957	50 障害者自立支援センター補修等事業【障害福祉課】	△957
		15 工事請負費	△957
		1 工事請負費	△957
		空調設備改修等工事	△196
		作業室床面改修工事	△761
11 需用費	△185	16 子ども支援総合窓口運営事業【子育て支援課】	△875
13 委託料	△875	13 委託料	△875
		1 委託料	△875
		総合窓口運營業務委託	△875
20 扶助費	△36,738	20 児童扶養手当給付事業（扶助費）【子育て支援課】	△16,886
		20 扶 助 費	△16,886
		1 扶 助 費	△16,886
		児童扶養手当	△16,886
		22 児童手当給付事業（扶助費）【子育て支援課】	△50,300
		20 扶 助 費	△50,300
		1 扶 助 費	△50,300
		児童手当	△50,300
		34 障害児通所給付事業（扶助費）【総合保健福祉センター分室】	30,448
		20 扶 助 費	30,448
		1 扶 助 費	30,448
		障害児通所給付費	30,448
		53 赤ちゃんの駅整備事業【子育て支援課】	△185

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳 千円	
款	項	目					
3	2	1 [児童福祉総務費]					
		2 児童福祉施設費	3,680,401	△494,610	3,185,791	国庫支出金 府支出金 一般財源	△454,755 30,568 △70,423
		3 保 育 所 費	828,963	△7,828	821,135	一般財源	△7,828
		3 生 活 保 護 費	2,592,780	△155,308	2,437,472	国庫支出金 府支出金 一般財源	△116,729 △6,108 △32,471
		1 生活保護総務費	154,899	△1,254	153,645	国庫支出金 一般財源	△941 △313
		2 扶 助 費	2,437,881	△154,054	2,283,827	国庫支出金 府支出金 一般財源	△115,788 △6,108 △32,158
		4 国 民 健 康 保 険 費	1,216,004	335,724	1,551,728	国庫支出金 府支出金 一般財源	△1,898 1,559 336,063
		1 国民健康保険費	1,216,004	335,724	1,551,728	国庫支出金 府支出金 一般財源	△1,898 1,559 336,063

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
		11 需用費	△185
		4 印刷製本費	△185
		広報用	△185
19 負担金補助及び交付金	△494,610	10 教育・保育給付施設等運営費補助事業【幼児教育保育室】	△17,400
		19 負担金補助及び交付金	△17,400
		2 補助金	△17,400
		教育・保育給付施設等運営費補助金	△17,400
		50 保育所施設整備事業（継続費）【幼児教育保育室】	△477,210
		19 負担金補助及び交付金	△477,210
		2 補助金	△477,210
		施設整備費補助金	△477,210
2 給料	△2,253	1 人件費（保育所費）【人事室】	△7,828
		2 給料	△2,253
		2 一般職給	△2,253
		一般職給	△2,253
3 職員手当等	△4,073	3 職員手当等	△4,073
		4 地域手当	△256
		5 通勤手当	△85
		9 時間外及び休日勤務手当	△2,276
		10 住居手当	△140
		11 期末勤勉手当	△1,116
		14 児童手当	△200
		4 共済費	△1,502
		3 職員共済組合負担金	△1,502
13 委託料	△1,254	2 生活保護事務事業【生活援護室】	△1,254
		13 委託料	△1,254
		1 委託料	△1,254
		年金等受給支援業務委託	△1,254
20 扶助費	△154,054	1 生活保護事業（扶助費）【生活援護室】	△154,054
		20 扶助費	△154,054
		1 扶助費	△154,054
		生活扶助費	△18,770
		住宅扶助費	△20,067
		教育扶助費	△1,329
		医療扶助費	△115,163
		施設事務費	1,275
28 繰出金	335,724	1 特別会計国民健康保険事業費繰出金（経常）【国民健康保険室】	△11,701
		28 繰出金	△11,701
		3 特別会計国民健康保険事業費繰出金	△11,701

(款) 3 民生費

(項) 4 国民健康保険費

## (款) 3 民生費

## (項) 4 国民健康保険費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項	目	千円	千円	千円	千円
3	4	1 [国民健康保険費]				
	5	介護保険費	1,624,579	△16,414	1,608,165	一般財源 △16,414
		1 介護保険費	1,624,579	△16,414	1,608,165	一般財源 △16,414
	6	後期高齢者医療費	1,451,149	10,203	1,461,352	府支出金 △864 一般財源 11,067
		1 後期高齢者医療費	1,451,149	10,203	1,461,352	府支出金 △864 一般財源 11,067
4		衛生費	3,464,461	△39,506	3,424,955	国庫支出金 △594 府支出金 △1,064 一般財源 △37,848
	1	保健衛生費	1,269,337	△37,692	1,231,645	国庫支出金 △594 府支出金 △1,064 一般財源 △36,034
		1 保健衛生総務費	251,128	△3,694	247,434	一般財源 △3,694

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		保険基盤安定繰出	△452
		職員給与費等繰出	△11,249
		<b>50 特別会計国民健康保険事業費繰出金（臨時）【国民健康保険室】</b>	<b>347,425</b>
		<b>28 繰 出 金</b>	<b>347,425</b>
		3 特別会計国民健康保険事業費繰出金	347,425
		財政安定化支援事業費繰出	△4,601
		市条例に基づく障害者等減免分繰出	△1,603
		市条例に基づく年齢軽減分繰出	△6,012
		単年度赤字補填分繰出金	359,641
28 繰 出 金	△16,414	<b>1 特別会計介護保険事業費繰出金（経常）【介護・医療・年金室】</b>	<b>△16,414</b>
		<b>28 繰 出 金</b>	<b>△16,414</b>
		5 特別会計介護保険事業費繰出金	△16,414
		職員給与費等繰出	△16,414
19 負担金補助及び交付金	11,355	<b>1 後期高齢者医療費負担事業【介護・医療・年金室】</b>	<b>11,908</b>
		<b>19 負担金補助及び交付金</b>	<b>11,908</b>
28 繰 出 金	△1,152	1 負担金	11,908
		後期高齢者療養等給付費	11,908
		<b>2 後期高齢者医療広域連合運営事業【介護・医療・年金室】</b>	<b>△553</b>
		<b>19 負担金補助及び交付金</b>	<b>△553</b>
		1 負担金	△553
		管理運営費	△553
		<b>3 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金【介護・医療・年金室】</b>	<b>△1,152</b>
		<b>28 繰 出 金</b>	<b>△1,152</b>
		9 特別会計後期高齢者医療事業費繰出金	△1,152
		保険基盤安定繰出	△1,152
2 給 料	△439	<b>1 人件費（保健衛生総務費）【人事室】</b>	<b>△3,694</b>
		<b>2 給 料</b>	<b>△439</b>
3 職員手当等	△1,895	2 一般職給	△439
		一般職給	△439
4 共 済 費	△1,360	<b>3 職員手当等</b>	<b>△1,895</b>
		2 扶養手当	△152
		5 通勤手当	△200
		9 時間外及び休日勤務手当	△450

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳 千円		
款	項	目				国庫支出金	府支出金	一般財源
4	1	1 [保健衛生総務費]						
		2 予 防 費	808,327	△28,688	779,639	国庫支出金 △594	府支出金 △1,064	一般財源 △27,030

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
		11 期末勤勉手当	△953
		14 児童手当	△140
		4 共済費	△1,360
		3 職員共済組合負担金	△1,360
11 需用費	△324	1 在宅寝たきり高齢者歯科保健推進事業【地域保健室】	△869
		13 委託料	△869
		1 委託料	△869
		歯科保健推進事業委託	△869
12 役務費	△687	8 保健事業（健康診査・健康手帳）【地域保健室】	△4,869
13 委託料	△27,448	11 需用費	△324
		4 印刷製本費	△324
		健康手帳	△324
		12 役務費	△687
		1 通信運搬費	△687
		13 委託料	△3,858
		1 委託料	△3,858
		健康診査委託他	△3,858
19 負担金補助及び交付金	848	9 予防接種事業（地域保健）【地域保健室】	432
20 扶助費	△1,077	13 委託料	△416
		1 委託料	△416
		インフルエンザ予防接種案内宅配委託他	△416
		19 負担金補助及び交付金	848
		1 負担金	848
		他市予防接種事業費	848
		12 予防接種事業（地域保健）（扶助費）【地域保健室】	△843
		20 扶助費	△843
		1 扶助費	△843
		予防接種自己負担助成費	△843
		15 小児インフルエンザ助成事業【子どもすこやか室】	△111
		13 委託料	△111
		1 委託料	△111
		クーポン券作成等業務委託	△111
		16 予防接種事業（子ども）【子どもすこやか室】	△22,194
		13 委託料	△22,194
		1 委託料	△22,194
		予防接種委託	△22,194
		60 風しん対策事業（扶助費）【地域保健室】	△234
		20 扶助費	△234
		1 扶助費	△234
		予防接種自己負担助成費	△234

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款	項	目				千円	千円
4	1	4 母子保健推進費	153,856	△5,310	148,546	一般財源	△5,310
	2	清 掃 費	2,042,411	△2,170	2,040,241	一般財源	△2,170
		1 清掃総務費	691,890	△1,810	690,080	一般財源	△1,810
		4 清掃工場費	998,257	△360	997,897	一般財源	△360
	4	上 水 道 費	1,713	356	2,069	一般財源	356
		1 水道事業費	1,713	356	2,069	一般財源	356
6		農 林 水 産 業 費	149,478	△1,757	147,721	一般財源	△1,757
	1	農 業 費	131,702	△1,757	129,945	一般財源	△1,757
		1 農業委員会費	29,860	△347	29,513	一般財源	△347
		2 農業総務費	27,459	△1,410	26,049	一般財源	△1,410

節		説明	
区分	金額		
13 委託料	千円 △5,310	1 母子保健事業【子どもすこやか室】	千円 △5,310
		13 委託料	△5,310
		1 委託料	△5,310
		妊婦健康診査委託他	△5,310
3 職員手当等	△1,294	1 人件費(清掃総務費)【人事室】	△1,810
		3 職員手当等	△1,294
4 共済費	△516	2 扶養手当	△70
		3 管理職手当	△177
		4 地域手当	△19
		5 通勤手当	△139
		9 時間外及び休日勤務手当	△450
		11 期末勤勉手当	△439
		4 共済費	△516
		3 職員共済組合負担金	△516
11 需用費	△360	6 リサイクルセンター管理事業【リサイクルセンター】	△360
		11 需用費	△360
		2 燃料費	△360
19 負担金補助及び交付金	356	1 水道事業会計繰出事業(経常)【上下水道局】	356
		19 負担金補助及び交付金	356
		1 負担金	356
		児童手当負担金	356
3 職員手当等	△347	1 人件費(農業委員会費)【人事室】	△347
		3 職員手当等	△347
		10 住居手当	△247
		14 児童手当	△100
2 給料	△427	1 人件費(農業総務費)【人事室】	△1,410
		2 給料	△427
3 職員手当等	△913	2 一般職給	△427
		一般職給	△427
4 共済費	△70	3 職員手当等	△913
		3 管理職手当	△100
		4 地域手当	△27
		9 時間外及び休日勤務手当	99
		10 住居手当	△54
		11 期末勤勉手当	△831
		4 共済費	△70
		3 職員共済組合負担金	△70

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

科		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						
款	項				目						
7	商	工	費	千円 147,910	千円 △3,317	千円 144,593	千円 一般財源 △3,317				
	1	商	工	費	127,507	△3,317	124,190	一般財源 △3,317			
		1	商	工	総	務	費	69,057	△3,317	65,740	一般財源 △3,317
8	土	木	費	8,067,361	△1,710,310	6,357,051	国庫支出金 △778,382 府支出金 △1,205,299 財産収入 1,492 繰入金 △244,021 市債 484,900 一般財源 31,000				
	1	土	木	管	理	費	836,577	△40,231	796,346	国庫支出金 △11,175 府支出金 △5,299 財産収入 1,492 一般財源 △25,249	
		1	土	木	総	務	費	820,851	△28,226	792,625	国庫支出金 △11,175 府支出金 △5,299 財産収入 1,492 一般財源 △13,244

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
2 給料	△1,080	1 人件費(商工総務費)【人事室】 <span style="float:right">△3,317</span>
3 職員手当等	△1,603	2 給料 <span style="float:right">△1,080</span>
4 共済費	△634	2 一般職給 <span style="float:right">△1,080</span>
		一般職給 <span style="float:right">△1,080</span>
		3 職員手当等 <span style="float:right">△1,603</span>
		3 管理職手当 <span style="float:right">△360</span>
		4 地域手当 <span style="float:right">△43</span>
		5 通勤手当 <span style="float:right">△70</span>
		10 住居手当 <span style="float:right">△200</span>
		11 期末勤勉手当 <span style="float:right">△930</span>
		4 共済費 <span style="float:right">△634</span>
		3 職員共済組合負担金 <span style="float:right">△634</span>
2 給料	△1,111	1 人件費(土木総務費)【人事室】 <span style="float:right">△7,807</span>
3 職員手当等	△5,427	2 給料 <span style="float:right">△1,111</span>
4 共済費	△1,269	2 一般職給 <span style="float:right">△1,111</span>
13 委託料	△961	一般職給 <span style="float:right">△1,111</span>
19 負担金補助及び交付金	△20,950	3 職員手当等 <span style="float:right">△5,427</span>
28 繰出金	1,492	3 管理職手当 <span style="float:right">△338</span>
		4 地域手当 <span style="float:right">△61</span>
		10 住居手当 <span style="float:right">△599</span>
		11 期末勤勉手当 <span style="float:right">△4,304</span>
		14 児童手当 <span style="float:right">△125</span>
		4 共済費 <span style="float:right">△1,269</span>
		3 職員共済組合負担金 <span style="float:right">△1,269</span>
		50 土地開発基金繰出事業【地域活性化室】 <span style="float:right">1,492</span>
		28 繰出金 <span style="float:right">1,492</span>
		12 土地開発基金繰出金 <span style="float:right">1,492</span>
		57 道路等固定資産情報整理事業【道路管理室】 <span style="float:right">△961</span>
		13 委託料 <span style="float:right">△961</span>
		1 委託料 <span style="float:right">△961</span>

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

## (款) 8 土木費

## (項) 1 土木管理費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
款	項	目					
8	1	1 [土木総務費]	千円	千円	千円	千円	
		3 公共用地 先行取得費	12,620	△12,005	615	一般財源	△12,005
		2 道路橋りょう費	886,589	△319,568	567,021	国庫支出金 市債 一般財源	△182,350 △125,600 △11,618
		1 道路橋りょう 総 務 費	31,309	△14,314	16,995	国庫支出金 一般財源	△4,992 △9,322
		2 道路維持・ 交通安全施設 整備事業費	855,280	△305,254	550,026	国庫支出金 市債 一般財源	△177,358 △125,600 △2,296
		4 都市計画費	5,798,306	△1,304,605	4,493,701	国庫支出金 府支出金 繰入金 市債 一般財源	△584,857 △1,200,000 △244,021 610,500 113,773
		1 都市計画総務費	12,095	△594	11,501	一般財源	△594

節		説 明	千円
区 分	金 額		
		データ移行等業務委託	△961
		<b>61 住宅・建築物耐震改修促進事業【審査指導室】</b>	<b>△20,950</b>
		19 負担金補助及び交付金	△20,950
		2 補助金	△20,950
		民間建築物耐震診断補助金	△6,550
		木造住宅耐震改修設計費補助金	△2,500
		木造住宅耐震改修工事費補助金	△11,900
28 繰 出 金	△12,005	1 特別会計公共用地先行取得事業費繰出金（経常）【地域活性化室】	△11,935
		28 繰 出 金	△11,935
		6 特別会計公共用地先行取得事業費繰出金	△11,935
		50 特別会計公共用地先行取得事業費繰出金（臨時）【地域活性化室】	△70
		28 繰 出 金	△70
		6 特別会計公共用地先行取得事業費繰出金	△70
19 負担金補助 及び交付金	△14,314	50 狭あい道路整備事業【道路管理室】	△14,314
		19 負担金補助及び交付金	△14,314
		2 補助金	△14,314
		狭あい道路整備補助金	△14,314
13 委 託 料	△38,116	56 道路安全対策事業【道路整備室】	△123,945
		13 委 託 料	△12,159
15 工事請負費	△267,138	1 委 託 料	△12,159
		道路橋りょう点検業務委託	△12,159
		15 工事請負費	△111,786
		1 工事請負費	△111,786
		通学路安全対策工事	△23,094
		自転車利用環境整備工事	△88,692
		57 橋りょう長寿命化対策事業【道路整備室】	△181,309
		13 委 託 料	△25,957
		1 委 託 料	△25,957
		実施設計委託	△25,957
		15 工事請負費	△155,352
		1 工事請負費	△155,352
		橋りょう長寿命化対策工事	△155,352
1 報 酬	△98	9 都市計画推進事業【まちづくり政策室】	△69
		1 報 酬	△51

(款) 8 土木費  
(項) 4 都市計画費

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
8	4	1 [都市計画総務費]				
		5 地域整備推進費	3,705,977	23,151	3,729,128	国庫支出金 35,232 府支出金 △1,200,000 市債 1,068,400 一般財源 119,519
		6 街路事業費	1,450,930	△1,083,141	367,789	国庫支出金 △620,089 市債 △457,900 一般財源 △5,152

節		説	明
区 分	金 額		
8 報 償 費	千円 △28	3 非常勤職員報酬	千円 △51
9 旅 費	△18	都市計画審議会臨時委員	△51
19 負担金補助 及び交付金	△450	9 旅 費	△18
		1 費用弁償	△18
		10 まちづくり支援事業【まちづくり政策室】	△178
		8 報 償 費	△28
		1 報 償 金	△28
		まちづくり支援アドバイザー謝礼	△28
		19 負担金補助及び交付金	△150
		2 補 助 金	△150
		まちづくり活動補助金	△150
		50 都市景観形成事業【まちづくり政策室】	△347
		1 報 酬	△47
		3 非常勤職員報酬	△47
		都市景観審議会委員	△37
		景観審査委員会委員	△10
		19 負担金補助及び交付金	△300
		2 補 助 金	△300
		都市景観形成補助金	△300
13 委 託 料	804	60 (仮称)箕面船場駅前地区まちづくり拠点施設整備事業(継続費)	543,978
15 工事請負費	△332,715	【北急まちづくり推進室】	
17 公有財産 購入費	355,062	13 委 託 料	804
		1 委 託 料	804
		土地鑑定評価委託	804
		15 工事請負費	188,112
		1 工事請負費	188,112
		自由通路整備工事	188,112
		17 公有財産購入費	355,062
		1 土地購入費	355,062
		公共施設事業用地	355,062
		66 北大阪急行線延伸整備事業(継続費)【鉄道延伸室】	△520,827
		15 工事請負費	△520,827
		1 工事請負費	△520,827
		特殊街路等整備工事	△520,827
12 役 務 費	△175	50 都市計画道路整備事業【道路整備室】	△1,083,141
13 委 託 料	0	12 役 務 費	△175
15 工事請負費	△89,348	3 手 数 料	△175
17 公有財産 購入費	△549,008	13 委 託 料	0
		1 委 託 料	0
		補償調査委託	20,364
		用地総合補償技術業務委託	△32,789
		技術支援業務委託	△15,061

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

## (款) 8 土木費

## (項) 4 都市計画費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項	目				
8	4	6 [街路事業費]	千円	千円	千円	千円
		7 都市公園費	411,176	△244,021	167,155	繰入金 △244,021
		6 公共下水道費	388,882	△45,906	342,976	一般財源 △45,906
		1 公共下水道事業費	388,882	△45,906	342,976	一般財源 △45,906
9		消 防 費	1,579,794	△14,088	1,565,706	一般財源 △14,088
	1	消 防 費	1,579,794	△14,088	1,565,706	一般財源 △14,088
		1 常備消防費	1,452,374	△9,741	1,442,633	一般財源 △9,741

節		説	明
区 分	金 額		
22 補償補填 及び賠償金	千円 △444,610	不動産鑑定評価委託 測量設計委託	7,446 20,040
		15 工事請負費	△89,348
		1 工事請負費	△89,348
		道路改良工事	△89,348
		17 公有財産購入費	△549,008
		1 土地購入費	△549,008
		道路改良事業用地	△549,008
		22 補償補填及び賠償金	△444,610
		1 補償金	△444,610
		建物等移転補償	△444,610
12 役 務 費	△115	50 中央公園整備事業【公園緑地室】	△244,021
		12 役 務 費	△115
13 委 託 料	△6,027	3 手 数 料	△115
		13 委 託 料	△6,027
		1 委 託 料	△6,027
		建物調査業務委託	△2,178
		不動産鑑定評価委託	△3,849
17 公 有 財 産 購 入 費	△223,379	17 公有財産購入費	△223,379
		1 土地購入費	△223,379
		公園整備用地	△223,379
22 補償補填 及び賠償金	△14,500	22 補償補填及び賠償金	△14,500
		1 補償金	△14,500
		地上物件補償金	△14,500
19 負担金補助 及び交付金	△45,906	1 公共下水道事業会計繰出事業（経常）【上下水道局】	△7,256
		19 負担金補助及び交付金	△7,256
		1 負担金	△7,256
		雨水処理負担金	△6,648
		汚水処理負担金	△608
		50 公共下水道事業会計繰出事業（臨時）【上下水道局】	△38,650
		19 負担金補助及び交付金	△38,650
		1 負担金	△38,650
		雨水処理負担金	△38,650
2 給 料	△1,588	1 人件費（常備消防費）【人事室】	△8,658
		2 給 料	△1,588
3 職員手当等	△5,678	2 一般職給	△1,588
		一般職給	△1,588
4 共 済 費	△1,392	3 職員手当等	△5,678
		2 扶養手当	△114

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

## (款) 9 消防費

## (項) 1 消防費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳 千円	
款	項	目					
9	1	1 [常備消防費]					
		3 消防施設費	46,663	△4,347	42,316	一般財源	△4,347
10		教 育 費	7,061,308	△121,513	6,939,795	国庫支出金	100,988
						府支出金	△317
						財産収入	1
						諸収入	△10
						市債	△162,100
						一般財源	△60,075
	1	教 育 総 務 費	2,788,194	△80,786	2,707,408	国庫支出金	79,025
						府支出金	△317
						財産収入	1
						市債	△107,500
						一般財源	△51,995
		2 事 務 局 費	749,595	△16,440	733,155	一般財源	△16,440

節		説 明
区 分	金 額	
13 委 託 料	千円 △1,083	3 管理職手当 △337 4 地域手当 △255 5 通勤手当 △50 8 夜間勤務手当 △3,544 10 住居手当 △258 11 期末勤勉手当 △870 14 児童手当 △250 4 共 済 費 △1,392 3 職員共済組合負担金 △1,392 4 人事管理事業（消防）【人事室】 △500 13 委 託 料 △500 1 委 託 料 △500 職員定期健康診断委託 △500 8 公共施設管理等事業（消防）【営繕課】 △583 13 委 託 料 △583 1 委 託 料 △583 公共施設管理委託 △583
19 負担金補助 及び交付金	△4,347	55 消火栓新設事業【消防企画室】 △4,347 19 負担金補助及び交付金 △4,347 1 負 担 金 △4,347 消火栓新設 △4,347
2 給 料	△6,515	1 人件費（事務局費）【人事室】 △13,871
3 職員手当等	△5,579	2 給 料 △6,515 2 一般職給 △6,515 一般職給 △6,515 3 職員手当等 △5,579
4 共 済 費	△1,777	2 扶養手当 △495
11 需 用 費	△243	3 管理職手当 △595
13 委 託 料	△1,072	4 地域手当 △705
14 使用料及び 賃借料	△1,254	5 通勤手当 △291
		10 住居手当 △401
		11 期末勤勉手当 △3,092
		4 共 済 費 △1,777

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円	
款	項	目				府支出金	一般財源
10	1	2 [事務局費]					
		3 教育指導費	842,563	△28,926	813,637	△317	△28,609

節		明 説	
区 分	金 額		
	千円		千円
		3 職員共済組合負担金	△1,091
		7 社会保険料	△478
		11 協会けんぽ負担金	△208
		10 職員被服貸与事業（人権施策）【子ども未来創造局人権施策課】	△243
		11 需用費	△243
		1 消耗品費	△243
		15 英語指導助手住宅管理事業【学校施設管理室】	△1,072
		13 委託料	△1,072
		1 委託料	△1,072
		施設管理委託	△1,072
		50 英語指導助手住宅管理事業（臨時）【学校施設管理室】	△1,254
		14 使用料及び賃借料	△1,254
		2 賃借料	△1,254
		住宅借上料	△1,254
1 報 酬	△195	11 人権教育支援事業（小中学校）【子ども未来創造局人権施策課】	△200
4 共 済 費	△300	13 委託料	△200
8 報 償 費	△476	1 委託料	△200
9 旅 費	△640	点訳委託	△200
11 需 用 費	△961	12 日本語指導支援事業（小中学校）【子ども未来創造局人権施策課】	△476
13 委 託 料	△831	8 報 償 費	△476
18 備品購入費	△556	1 報 償 金	△476
19 負担金補助及び交付金	△24,967	講師謝礼	△476
		13 学力保障・学習支援事業【子ども未来創造局人権施策課】	△631
		13 委託料	△631
		1 委託料	△631
		学力保障・学習支援学生サポーター派遣業務委託	△631
		24 部活動支援事業【学校教育室】	△435
		1 報 酬	△195
		3 非常勤職員報酬	△195
		部活動支援員	△195
		9 旅 費	△240
		1 費用弁償	△240
		31 私立幼稚園振興助成事業【幼児教育保育室】	△23,507
		19 負担金補助及び交付金	△23,507
		2 補助金	△23,507
		私立幼稚園就園奨励費補助金	△1,628
		子育て応援幼稚園保護者補助金	△14,803
		幼稚園型一時預かり事業補助金	△7,076

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育給務費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳 千円
款	項	目				
10	1	3 [教育指導費]				
		4 奨学資金費	2,622	1	2,623	財産収入 1
		5 教育センター費	30,592	△650	29,942	一般財源 △650
		6 放課後等 児童対策費	286,259	△4,360	281,899	一般財源 △4,360

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
		61 教育振興事業（指導用教科用図書更新）【学校教育室】	△961
		11 需用費	△961
		1 消耗品費	△961
		64 英語教育強化事業【学校教育室】	△2,160
		4 共済費	△300
		11 協会けんぽ負担金	△300
		9 旅費	△400
		1 費用弁償	△400
		19 負担金補助及び交付金	△1,460
		1 負担金	△1,460
		外国青年招致事業費	△1,460
		69 幼稚園就園奨励システム更新事業【幼児教育保育室】	△556
		18 備品購入費	△556
		1 庁用器具費	△556
		システム機器	△556
28 繰出金	1	50 奨学資金貸付基金繰出事業【学校生活支援課】	1
		28 繰出金	1
		25 奨学資金貸付基金繰出金	1
8 報償費	△500	4 教育研究事業【教育センター】	△200
		8 報償費	△200
		1 報償金	△200
		教育研究等アドバイザー謝礼	△200
		5 教育研修事業【教育センター】	△300
		8 報償費	△300
		1 報償金	△300
		講師謝礼	△300
		6 教育センター教材資料整備事業【教育センター】	△150
		13 委託料	△150
		1 委託料	△150
		事務機器保守委託	△150
13 委託料	△4,360	1 学童保育実施事業【学校生活支援課】	△1,307
		13 委託料	△1,307
		1 委託料	△1,307
		学童保育事業委託他	△1,307
		2 子どもたちの自由な遊び場開放事業【学校生活支援課】	△1,211
		13 委託料	△1,211
		1 委託料	△1,211
		自由な遊び場開放事業委託	△1,211
		3 夏季休業中における子どもの居場所づくり事業【学校生活支援課】	△1,842
		13 委託料	△1,842

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳	
款	項	目				千円	
10	1	6 [放 課 後 等 [ 児 童 対 策 費 ]					
		7 小 中 一 貫 校 整 備 費	866,763	△30,411	836,352	国庫支出金 79,025 市債 △107,500 一般財源 △1,936	
	2 小 学 校 費	1,242,540	△21,411	1,221,129	国庫支出金 14,869 市債 △22,400 一般財源 △13,880		
	1 学 校 管 理 費	618,300	△14,256	604,044	一般財源 △14,256		
		3 教 育 施 設 費	570,313	△7,155	563,158	国庫支出金 14,869 市債 △22,400 一般財源 376	

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		1 委託料	△1,842
		居場所づくり事業委託他	△1,842
13 委託料	△738	50 彩都の丘小中一貫校増築等事業【学校施設管理室】	△1,936
		13 委託料	△738
15 工事請負費	△28,475	1 委託料	△738
		電子黒板設定委託他	△738
19 負担金補助及び交付金	△1,198	19 負担金補助及び交付金	△1,198
		1 負担金	△1,198
		水道口径別納付金	△1,198
		51 止々呂美小中一貫校増築事業【学校施設管理室】	△28,475
		15 工事請負費	△28,475
		1 工事請負費	△28,475
		校舎増築工事	△28,475
2 給料	△2,978	1 人件費(小学校・学校管理費)【人事室】	△6,701
3 職員手当等	△3,063	2 給料	△2,978
		2 一般職給	△2,978
		一般職給	△2,978
4 共済費	△660	3 職員手当等	△3,063
		3 管理職手当	△295
11 需用費	△7,555	4 地域手当	△644
		5 通勤手当	△403
		11 期末勤勉手当	△1,721
		4 共済費	△660
		7 社会保険料	△428
		11 協会けんぽ負担金	△232
		30 小学校管理事業(学校施設管理)【学校施設管理室】	△7,555
		11 需用費	△7,555
		5 光熱水費	△7,555
11 需用費	△993	50 立替施行に係る償還事業(小学校)【学校施設管理室】	△868
13 委託料	△803	17 公有財産購入費	△868
		2 建物購入費	△868
		学校施設	△868
15 工事請負費	△740	51 都市再生機構立替施行に係る償還事業(小学校)【学校施設管理室】	△3,464
17 公有財産購入費	△4,332	17 公有財産購入費	△3,464
		2 建物購入費	△3,464
		学校施設	△3,464
18 備品購入費	△287	52 豊川南小学校改修事業【学校施設管理室】	△2,823
		11 需用費	△993

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

## (款) 10 教育費

## (項) 2 小学校費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
10	2	3 [教育施設費]	千円	千円	千円	千円
		3 中 学 校 費	993,364	△4,815	988,549	国庫支出金 7,094 市債 △32,200 一般財源 20,291
		1 学 校 管 理 費	355,663	6,848	362,511	一般財源 6,848
		3 教 育 施 設 費	575,309	△11,663	563,646	国庫支出金 7,094 市債 △32,200 一般財源 13,443
		4 幼 稚 園 費	237,248	△756	236,492	一般財源 △756
		1 幼 稚 園 費	237,248	△756	236,492	一般財源 △756
		5 社 会 教 育 費	891,076	△12,416	878,660	一般財源 △12,416
		1 社 会 教 育 総 務 費	478,702	△11,425	467,277	一般財源 △11,425

節		説明	千円
区分	金額		
		1 消耗品費	△993
		13 委託料	△803
		1 委託料	△803
		電子黒板設定委託	△803
		15 工事請負費	△740
		1 工事請負費	△740
		校舎改修工事	△740
		18 備品購入費	△287
		1 庁用器具費	△287
		管理用	△287
3 職員手当等	△707	1 人件費(中学校・学校管理費)【人事室】	△707
		3 職員手当等	△707
11 需用費	7,555	11 期末勤勉手当	△707
		30 中学校管理事業(学校施設管理)【学校施設管理室】	7,555
		11 需用費	7,555
		5 光熱水費	7,555
17 公有財産購入費	△11,663	50 立替施行に係る償還事業(中学校)【学校施設管理室】	△746
		17 公有財産購入費	△746
		2 建物購入費	△746
		学校施設	△746
		51 都市再生機構立替施行に係る償還事業(中学校)【学校施設管理室】	△10,917
		17 公有財産購入費	△10,917
		2 建物購入費	△10,917
		学校施設	△10,917
3 職員手当等	△756	1 人件費(幼稚園費)【人事室】	△756
		3 職員手当等	△756
		5 通勤手当	△71
		9 時間外及び休日勤務手当	△585
		11 期末勤勉手当	△50
		14 児童手当	△50
2 給料	△4,559	1 人件費(社会教育総務費)【人事室】	△11,425
		2 給料	△4,559
3 職員手当等	△4,645	2 一般職給	△4,559
		一般職給	△4,559
4 共済費	△2,221	3 職員手当等	△4,645
		2 扶養手当	△290
		3 管理職手当	△1,200

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

## (款) 10 教育費

## (項) 5 社会教育費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳
款	項	目				
10	5	1 [社会教育総務費]	千円	千円	千円	千円
		7 郷土資料館費	30,015	△991	29,024	一般財源 △991
	6	保 健 体 育 費	908,886	△1,329	907,557	諸収入 △10 一般財源 △1,319
		1 保健体育総務費	107,282	△1,329	105,953	諸収入 △10 一般財源 △1,319
11		災 害 復 旧 費	87,000	0	87,000	市債 34,000 一般財源 △34,000
		1 災害応急対策費	87,000	△34,565	52,435	一般財源 △34,565
		1 災害応急対策費	87,000	△34,565	52,435	一般財源 △34,565
		2 農林水産業施設災害 復 旧 費	0	1,128	1,128	市債 700 一般財源 428
		1 農林水産業施設 災 害 復 旧 費	0	1,128	1,128	市債 700 一般財源 428
		3 公共土木施設災害復 旧 費	0	33,437	33,437	市債 33,300 一般財源 137

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		4 地域手当 <span style="float:right">△1,122</span>
		11 期末勤勉手当 <span style="float:right">△1,873</span>
		14 児童手当 <span style="float:right">△160</span>
		4 共 済 費 <span style="float:right">△2,221</span>
		3 職員共済組合負担金 <span style="float:right">△2,221</span>
8 報 償 費	△678	1 郷土資料館管理事業【郷土資料館】 <span style="float:right">△313</span>
		13 委 託 料 <span style="float:right">△313</span>
13 委 託 料	△313	1 委 託 料 <span style="float:right">△313</span>
		清掃委託他 <span style="float:right">△313</span>
		2 郷土資料館運営事業【郷土資料館】 <span style="float:right">△678</span>
		8 報 償 費 <span style="float:right">△678</span>
		1 報 償 金 <span style="float:right">△678</span>
		運営協力者謝礼他 <span style="float:right">△678</span>
13 委 託 料	△1,319	1 教職員健康管理事業【教職員人事室】 <span style="float:right">△819</span>
		13 委 託 料 <span style="float:right">△819</span>
22 補償補填 及び賠償金	△10	1 委 託 料 <span style="float:right">△819</span>
		教職員健康診断等委託 <span style="float:right">△819</span>
		8 児童・生徒健康管理事業【学校教育室】 <span style="float:right">△500</span>
		13 委 託 料 <span style="float:right">△500</span>
		1 委 託 料 <span style="float:right">△500</span>
		児童・生徒健康診断等委託 <span style="float:right">△500</span>
		50 学校災害補償事業【学校生活支援課】 <span style="float:right">△10</span>
		22 補償補填及び賠償金 <span style="float:right">△10</span>
		1 補 償 金 <span style="float:right">△10</span>
		災害補償金 <span style="float:right">△10</span>
15 工 事 請 負 費	△34,565	50 災害応急対策事業【市民安全政策室】 <span style="float:right">△34,565</span>
		15 工 事 請 負 費 <span style="float:right">△34,565</span>
		1 工 事 請 負 費 <span style="float:right">△34,565</span>
		応急復旧工事 <span style="float:right">△34,565</span>
15 工 事 請 負 費	1,128	50 災害復旧事業（農林水産業施設）【市民安全政策室】 <span style="float:right">1,128</span>
		15 工 事 請 負 費 <span style="float:right">1,128</span>
		1 工 事 請 負 費 <span style="float:right">1,128</span>
		災害復旧工事 <span style="float:right">1,128</span>

(款) 11 災害復旧費

(項) 3 公共土木施設災害復旧費

## (款) 11 災害復旧費

## (項) 3 公共土木施設災害復旧費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款	項	目				千円	千円
11	3	1 公共土木施設 災害復旧費	0	33,437	33,437	市債 一般財源	33,300 137
12	公	債 費	2,540,304	△26,584	2,513,720	一般財源	△26,584
	1	公 債 費	2,540,304	△26,584	2,513,720	一般財源	△26,584
		1 元 金	2,246,944	6,727	2,253,671	一般財源	6,727
		2 利 子	293,360	△33,311	260,049	一般財源	△33,311
13	諸	支 出 金	6,251,015	654,065	6,905,080	財産収入 寄附金 繰入金 諸収入 一般財源	540,951 17,913 120,012 14 △24,825
	1	諸 費	130,660	68,371	199,031	諸収入 一般財源	14 68,357
		2 諸 費	129,910	68,371	198,281	諸収入 一般財源	14 68,357

節		説明	千円
区分	金額		
15 工事請負費	33,437	<b>50 災害復旧事業（公共土木施設）【市民安全政策室】</b>	<b>33,437</b>
		15 工事請負費	33,437
		1 工事請負費	33,437
		災害復旧工事	33,437
23 償還金 利息及び割引料	6,727	<b>1 公債費元金償還事務事業【財政経営室】</b>	<b>6,727</b>
		23 償還金利息及び割引料	6,727
		1 償還金	6,727
		財務省	5,575
		(独法) 郵便貯金・簡易生命保険管理機構	1,152
23 償還金 利息及び割引料	△33,311	<b>2 公債費利息償還事務事業【財政経営室】</b>	<b>△33,311</b>
		23 償還金利息及び割引料	△33,311
		2 利息及び割引料	△33,311
		財務省	△26,671
		(独法) 郵便貯金・簡易生命保険管理機構	△2,571
		(公財) 大阪府市町村振興協会	98
		(公社) 全国市有物件災害共済会	1
		地方公共団体金融機構	△2,319
		一時借入金利息	△1,849
23 償還金 利息及び割引料	68,371	<b>54 国庫補助金返還事業【地域保健室】</b>	<b>2</b>
		23 償還金利息及び割引料	2
		1 償還金	2
		平成28年度保健事業費国庫補助金返還金	2
		<b>55 国庫負担金等返還事業【幼児教育保育室】</b>	<b>2,434</b>
		23 償還金利息及び割引料	2,434
		1 償還金	2,434
		平成28年度子どものための教育・保育給 付費国庫負担金返還金他	2,434
		<b>57 国庫補助金返還事業【税務課】</b>	<b>37,543</b>
		23 償還金利息及び割引料	37,543
1 償還金	37,543		
平成27年度臨時福祉給付金交付事業費国 庫補助金返還金他	37,543		

(款) 13 諸支出金

(項) 1 諸費

## (款) 13 諸支出金

## (項) 1 諸費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款	項	目				千円	千円
13	1	2 [諸 費]					
	2	基 金 費	2,583,418	585,694	3,169,112	財産収入	540,951
						寄附金	17,913
						繰入金	120,012
						一般財源	△93,182
	1	財政調整基金費	2,831	17,501	20,332	財産収入	10,259
						寄附金	7,242
	2	都市施設整備 基 金 費	1,500,001	505,786	2,005,787	財産収入	505,786
	3	公債管理基金費	1	2,202	2,203	財産収入	2,202
	4	文化施設整備 基 金 費	1	3,638	3,639	財産収入	3,638
	5	未来子ども 基 金 費	2,556	3,139	5,695	財産収入	861
						寄附金	2,278
	6	保健福祉総合推進 基 金 費	1,761	2,625	4,386	財産収入	1,524
						寄附金	1,101
	7	環境クリーン 基 金 費	3,572	591	4,163	財産収入	591
	8	市民医療総合施設 建 設 基 金 費	1	183	184	財産収入	183
	9	市立病院医療体制 整 備 基 金 費	1,124	122,077	123,201	財産収入	447
						寄附金	1,618

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		58 国庫交付金返還事業【教育政策室】	19,184
		23 償還金利子及び割引料	19,184
		1 償 還 金	19,184
		平成28年度子ども・子育て支援交付金返還金	19,184
		59 国庫負担金返還事業【総合保健福祉センター分室】	9,194
		23 償還金利子及び割引料	9,194
		1 償 還 金	9,194
		平成28年度障害児入所給付費等国庫負担金返還金	9,194
		72 同和更正資金府貸付金返還事業【健康福祉政策室】	14
		23 償還金利子及び割引料	14
		1 償 還 金	14
		大阪府	14
25 積 立 金	17,501	50 財政調整基金積立事業【財政経営室】	17,501
		25 積 立 金	17,501
		2 財政調整基金積立金	17,501
25 積 立 金	505,786	50 都市施設整備基金積立事業【財政経営室】	505,786
		25 積 立 金	505,786
		3 都市施設整備基金積立金	505,786
25 積 立 金	2,202	50 公債管理基金積立事業【財政経営室】	2,202
		25 積 立 金	2,202
		11 公債管理基金積立金	2,202
25 積 立 金	3,638	50 文化施設整備基金積立事業【人権文化部生涯学習・市民活動室】	3,638
		25 積 立 金	3,638
		15 文化施設整備基金積立金	3,638
25 積 立 金	3,139	50 未来子ども基金積立事業【教育政策室】	3,139
		25 積 立 金	3,139
		18 未来子ども基金積立金	3,139
25 積 立 金	2,625	50 保健福祉総合推進基金積立事業【健康福祉政策室】	2,625
		25 積 立 金	2,625
		13 保健福祉総合推進基金積立金	2,625
25 積 立 金	591	50 環境クリーン基金積立事業【環境クリーンセンター】	591
		25 積 立 金	591
		21 環境クリーン基金積立金	591
25 積 立 金	183	50 市民医療総合施設建設基金積立事業【市立病院】	183
		25 積 立 金	183
		5 市民医療総合施設建設基金積立金	183
25 積 立 金	122,077	50 市立病院医療体制整備基金積立事業【市立病院】	122,077
		25 積 立 金	122,077

(款) 13 諸支出金

(項) 2 基金費

## (款) 13 諸支出金

## (項) 2 基金費

科		目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項	目	千円	千円	千円	千円
13	2	9 [市立病院医療体制整備基金費]				繰入金 120,012
		10 公園緑地等整備基金費	1	993	994	財産収入 993
		11 北大阪急行南北線延伸整備基金費	557,725	△78,310	479,415	財産収入 12,499 寄附金 2,373 一般財源 △93,182
		12 あんしん消防救急基金費	30,171	1,108	31,279	財産収入 543 寄附金 565
		13 学校教育施設整備基金費	451,516	1,416	452,932	財産収入 1,416
		14 みどり推進基金費	32,157	2,745	34,902	財産収入 9 寄附金 2,736

節		説明	金額
区分	金額		
	千円	6 市立病院医療体制整備基金積立金	千円 122,077
25 積立金	993	50 公園緑地等整備基金積立事業【公園緑地室】	993
		25 積立金	993
		19 公園緑地等整備基金積立金	993
25 積立金	△78,310	50 北大阪急行南北線延伸整備基金積立事業【鉄道延伸室】	△78,310
		25 積立金	△78,310
		14 北大阪急行南北線延伸整備基金積立金	△78,310
25 積立金	1,108	50 あんしん消防救急基金積立事業【消防総務室】	1,108
		25 積立金	1,108
		20 あんしん消防救急基金積立金	1,108
25 積立金	1,416	50 学校教育施設整備基金積立事業【学校施設管理室】	1,416
		25 積立金	1,416
		4 学校教育施設整備基金積立金	1,416
25 積立金	2,745	50 みどり推進基金積立事業【公園緑地室】	2,745
		25 積立金	2,745
		22 みどり推進基金積立金	2,745

(款) 13 諸支出金

(項) 2 基金費

# 給 与 費

## 1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与			
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月 分)	
補正後	長 等	4		35,027	18,843 4.35
	議 員	23	170,286		74,072 4.35
	その他の 特別 職	1,769	379,592		
	計	1,796	549,878	35,027	92,915
補正前	長 等	4		37,428	18,948 4.35
	議 員	23	170,286		74,072 4.35
	その他の 特別 職	1,779	382,303		
	計	1,806	552,589	37,428	93,020
比 較	長 等			△ 2,401	△ 105
	議 員				
	その他の 特別 職	△ 10	△ 2,711		
	計	△ 10	△ 2,711	△ 2,401	△ 105

# 明 細 書

費			共 済 費	合 計	備 考
地域手当	その他の 手 当	計			
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
4,449	18	58,337	9,476	67,813	
		244,358	67,138	311,496	
		379,592	13,634	393,226	
4,449	18	682,287	90,248	772,535	
4,753	18	61,147	10,390	71,537	
		244,358	67,138	311,496	
		382,303	13,634	395,937	
4,753	18	687,808	91,162	778,970	
△ 304		△ 2,810	△ 914	△ 3,724	
		△ 2,711		△ 2,711	
△ 304		△ 5,521	△ 914	△ 6,435	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)
補正後	(138) 926		3,722,239	4,123,862
補正前	(139) 924		3,762,257	3,811,538
比 較	(△ 1) 2		△ 40,018	312,324

  

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
	補 正 後	102,677	327,662
	補 正 前	104,473	334,789
	比 較	△ 1,796	△ 7,127

  

職員手当 の内訳	区 分	住 居 手 当 (千円)	期 末 勤 勉 手 当 (千円)
	補 正 後	55,319	1,611,877
	補 正 前	59,237	1,637,986
	比 較	△ 3,918	△ 26,109

注) 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
7,846,101	1,393,038	9,239,139	
7,573,795	1,417,290	8,991,085	
272,306	△ 24,252	248,054	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当(千円)
499,886	72,826	4,780	277,141
505,108	74,716	8,324	286,551
△ 5,222	△ 1,890	△ 3,544	△ 9,410

退 職 手 当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
1,168,677	3,017
797,337	3,017
371,340	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	△ 40,018	1	その他の増減分 △ 40,018
職 員 手 当	312,324	1	その他の増減分 312,324

注) 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。



継続費についての前前年度末までの支出額、  
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の

款	項	事業名	全 体 計				
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財	
						特 定 財	
国府支出金	地 方 債						
2 総務費	1 総務管理費	財 務 会 計 シ ス テ ム 更 新 事 業 ( 継 続 費 )	平成28年度 (2016年度)	補正前	千円 56,906	千円	千円
				補 正			
				補正後	56,906		
			平成29年度 (2017年度)	補正前	24,420		
				補 正	△11,034		
				補正後	13,386		
			平成30年度 (2018年度)	補正前	15,281		
				補 正	△2,742		
				補正後	12,539		
	計	補正前	96,607				
		補 正	△13,776				
		補正後	82,831				
	2 徴 税 費	路線価付設事業 ( 継 続 費 )	平成28年度 (2016年度)	補正前	4,742		
				補 正			
				補正後	4,742		
平成29年度 (2017年度)			補正前	3,595			
			補 正	△2,505			
			補正後	1,090			
計			補正前	8,337			
			補 正	△2,505			
			補正後	5,832			

前年度末までの支出額  
進行状況等に関する調査

画		前前年度 末までの 支出額	前年度 末までの 支出額	当該年 度支出 予定額	当該年度末 までの支出 予定額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
源内訳	一般財源						
源	その他	千円	千円	千円	千円	千円	%
	千円	56,906	50,626	6,280	56,906		58.9
		56,906	50,626	6,280	56,906		68.7
		24,420		24,420	24,420		25.3
		△11,034		△11,034	△11,034		
		13,386		13,386	13,386		16.2
		15,281				15,281	15.8
		△2,742				△2,742	
		12,539				12,539	15.1
		96,607	50,626	30,700	81,326	15,281	100.0
		△13,776		△11,034	△11,034	△2,742	
		82,831	50,626	19,666	70,292	12,539	100.0
		4,742	3,317	1,425	4,742		56.9
		4,742	3,317	1,425	4,742		81.3
		3,595		3,595	3,595		43.1
		△2,505		△2,505	△2,505		
		1,090		1,090	1,090		18.7
		8,337	3,317	5,020	8,337		100.0
		△2,505		△2,505	△2,505		
		5,832	3,317	2,515	5,832		100.0

款	項	事業名	全 体 計				
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財	
						特 定 財	
						国府支出金	地 方 債
					千円	千円	千円
3 民生費	2 児童福祉費	保育所施設整備事業 (継続費)	平成28年度 (2016年度)	補正前	74,866	61,259	
				補 正			
				補正後	74,866	61,259	
			平成29年度 (2017年度)	補正前	719,992	639,994	
				補 正	△477,210	△424,187	
				補正後	242,782	215,807	
			平成30年度 (2018年度)	補正前			
				補 正	588,765	520,024	
				補正後	588,765	520,024	
			計	補正前	794,858	701,253	
				補 正	111,555	95,837	
				補正後	906,413	797,090	

画		前前年度 末までの 支出額	前年度 末までの 支出額	当該年 度支出 予定額	当該年度末 までの支出 予定額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
源内訳							
源	一般財源						
その他							
千円 2,975	千円 10,632	千円	千円 74,649	千円 217	千円 74,866	千円	% 9.4
2,975	10,632		74,649	217	74,866		8.3
	79,998			719,992	719,992		90.6
	△53,023			△477,210	△477,210		
	26,975			242,782	242,782		26.8
	68,741					588,765	
	68,741					588,765	64.9
2,975	90,630		74,649	720,209	794,858		100.0
	15,718			△477,210	△477,210	588,765	
2,975	106,348		74,649	242,999	317,648	588,765	100.0

款	項	事業名	全 体 計					
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財		
						特 定 財		
					千円	千円	千円	
8 土木費	4 都市計画費	北大阪急行線 延伸設計事業 (継続費)	平成25年度 (2013年度)	補正前	千円	461,146	228,073	205,200
				補 正				
				補正後	461,146	228,073	205,200	
			平成26年度 (2014年度)	補正前	281,048	47,560	203,300	
				補 正				
				補正後	281,048	47,560	203,300	
			平成27年度 (2015年度)	補正前	767,369	379,934	307,800	
				補 正				
				補正後	767,369	379,934	307,800	
			平成28年度 (2016年度)	補正前	2,501			
				補 正				
				補正後	2,501			
			平成29年度 (2017年度)	補正前	49,011	46,510		
				補 正				
				補正後	49,011	46,510		
			平成30年度 (2018年度)	補正前	75,810	75,810		
				補 正	△45,124	△45,124		
				補正後	30,686	30,686		
			平成31年度 (2019年度)	補正前	101,266	101,266		
				補 正	45,124	45,124		
				補正後	146,390	146,390		
			計	補正前	1,738,151	879,153	716,300	
				補 正				
				補正後	1,738,151	879,153	716,300	

画		前前年度 未までの 支出額	前年度 未までの 支出額	当該年 度支出 予定額	当該年度未 までの支出 予定額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
源内訳							
源	一般財源	千円	千円	千円	千円	千円	%
その他							
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
27,873		456,273		4,873	461,146		26.5
27,873		456,273		4,873	461,146		26.5
30,188		50,799	225,538	4,711	281,048		16.2
30,188		50,799	225,538	4,711	281,048		16.2
79,635		11,005	421,110	335,254	767,369		44.2
79,635		11,005	421,110	335,254	767,369		44.2
2,501			2,107	394	2,501		0.1
2,501			2,107	394	2,501		0.1
2,501				49,011	49,011		2.8
2,501				49,011	49,011		2.8
						75,810	4.4
						△45,124	
						30,686	1.8
						101,266	5.8
						45,124	
						146,390	8.4
142,698		518,077	648,755	394,243	1,561,075	177,076	100.0
142,698		518,077	648,755	394,243	1,561,075	177,076	100.0

款	項	事業名	全 体 計				
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財	
						特 定 財	
						国府支出金	地方債
		千円	千円	千円	千円		
8 土木費	4 都市計画費	(仮称)箕面 船場駅前地区 まちづくり拠点 施設整備事業 (継続費)	平成26年度 (2014年度)	補正前	12,204	2,800	
				補 正			
				補正後	12,204	2,800	
			平成27年度 (2015年度)	補正前	44,516		
				補 正			
				補正後	44,516		
			平成28年度 (2016年度)	補正前	1,811,627	942,500	858,000
				補 正			
				補正後	1,811,627	942,500	858,000
			平成29年度 (2017年度)	補正前	66,785	22,261	25,000
				補 正	543,978	373,005	170,600
				補正後	610,763	395,266	195,600
			平成30年度 (2018年度)	補正前	138,137	69,068	62,100
				補 正	△106,989	△58,686	△43,500
				補正後	31,148	10,382	18,600
			平成31年度 (2019年度)	補正前	309,557	154,778	139,300
				補 正			
				補正後	309,557	154,778	139,300
			平成32年度 (2020年度)	補正前	297,620	148,810	133,900
				補 正			
				補正後	297,620	148,810	133,900
			計	補正前	2,680,446	1,340,217	1,218,300
				補 正	436,989	314,319	127,100
				補正後	3,117,435	1,654,536	1,345,400

画		前前年度 末までの 支出額	前年度 末までの 支出額	当該年 度支出 予定額	当該年度末 までの支出 予定額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
源内訳							
源	一般財源						
その他							
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
	9,404	3,303		8,901	12,204		0.5
	9,404	3,303		8,901	12,204		0.4
	44,516	4,000	27,000	13,516	44,516		1.7
	44,516	4,000	27,000	13,516	44,516		1.4
	11,127		1,478,285	333,342	1,811,627		67.6
	11,127		1,478,285	333,342	1,811,627		58.1
	19,524			66,785	66,785		2.5
	373			543,978	543,978		
	19,897			610,763	610,763		19.6
	6,969					138,137	5.2
	△4,803					△106,989	
	2,166					31,148	1.0
	15,479					309,557	11.4
	15,479					309,557	9.9
	14,910					297,620	11.1
	14,910					297,620	9.6
	121,929	7,303	1,505,285	422,544	1,935,132	745,314	100.0
	△4,430			543,978	543,978	△106,989	
	117,499	7,303	1,505,285	966,522	2,479,110	638,325	100.0

款	項	事業名	全 体 計				
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財	
						特 定 財	
千円	千円	千円	国府支出金	地 方 債			
8 土木費	4 都市計画費	(仮称)新箕面駅前地区まちづくり拠点施設整備事業(継続費)	平成26年度 (2014年度)	補正前	12,690	6,200	
				補 正			
				補正後	12,690	6,200	
			平成27年度 (2015年度)	補正前	10,626		
				補 正			
				補正後	10,626		
			平成28年度 (2016年度)	補正前			
				補 正			
				補正後			
			平成29年度 (2017年度)	補正前			
				補 正			
				補正後			
			平成30年度 (2018年度)	補正前			
				補 正			
				補正後			
			計	補正前	23,316	6,200	
				補 正			
				補正後	23,316	6,200	

画		前前年度 末までの 支出額	前年度 末までの 支出額	当該年 度支出 予定額	当該年度末 までの支出 予定額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
源内訳							
源	一般財源	千円	千円	千円	千円	千円	%
その他							
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
	6,490	6,329		6,361	12,690		54.4
	6,490	6,329		6,361	12,690		54.4
	10,626			10,626	10,626		45.6
	10,626			10,626	10,626		45.6
	17,116	6,329		16,987	23,316		100.0
	17,116	6,329		16,987	23,316		100.0

款	項	事業名	全 体 計				
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財	
						特 定 財	
						国府支出金	地 方 債
		千円	千円	千円	千円		
8 土木費	4 都市計画費	北大阪急行線 延伸整備事業 (継続費)	平成28年度 (2016年度)	補正前	11,360,133	5,918,102	5,364,000
				補 正			
				補正後	11,360,133	5,918,102	5,364,000
			平成29年度 (2017年度)	補正前	3,585,394	3,323,678	228,800
				補 正	△520,827	△1,518,368	897,800
				補正後	3,064,567	1,805,310	1,126,600
			平成30年度 (2018年度)	補正前	11,695,947	8,543,004	2,828,700
				補 正	△2,293,478	△1,817,135	△428,800
				補正後	9,402,469	6,725,869	2,399,900
			平成31年度 (2019年度)	補正前	12,706,126	8,759,555	2,417,900
				補 正	2,814,305	2,435,503	340,900
				補正後	15,520,431	11,195,058	2,758,800
			平成32年度 (2020年度)	補正前	12,540,972	9,266,766	1,815,000
				補 正		900,000	△690,000
				補正後	12,540,972	10,166,766	1,125,000
			平成33年度 (2021年度)	補正前	8,041	4,020	
				補 正			
				補正後	8,041	4,020	
			計	補正前	51,896,613	35,815,125	12,654,400
				補 正			119,900
				補正後	51,896,613	35,815,125	12,774,300

画		前前年度 末までの 支出額	前年度 末までの 支出額	当該年 度支出 予定額	当該年度末 までの支出 予定額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
源内訳							
源	一般財源						
その他							
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
78,031			398,667	10,961,466	11,360,133		21.9
78,031			398,667	10,961,466	11,360,133		21.9
32,916				3,585,394	3,585,394		6.9
99,741				△520,827	△520,827		
132,657				3,064,567	3,064,567		5.9
324,243						11,695,947	22.5
△47,543						△2,293,478	
276,700						9,402,469	18.1
1,528,671						12,706,126	24.5
37,902						2,814,305	
1,566,573						15,520,431	29.9
1,459,206						12,540,972	24.2
△210,000							
1,249,206						12,540,972	24.2
4,021						8,041	
4,021						8,041	
3,427,088			398,667	14,546,860	14,945,527	36,951,086	100.0
△119,900				△520,827	△520,827	520,827	
3,307,188			398,667	14,026,033	14,424,700	37,471,913	100.0

繰越明許費説明書

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(目) 13 安全都市推進費

(事業名) 市内公共交通整備事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補正前	補正後	
9	旅 費 普 通 旅 費	千円 34	千円	千円	市内公共交通整備事業において、各調査結果の分析等に日時を要したことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
11	需 用 費 光 熱 水 費	227			
19	負 担 金	43,132			
	補 助 金	2,500		976	
	計	45,893		976	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 1 社会福祉総務費

(事業名) 広域連携福祉事務事業 (権限移譲共同処理分) (臨時)

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
		千円	千円	千円	
13 委 託 料	委 託 料	1,767		838	広域連携福祉事務事業 (権限移譲共同処理分) (臨時)において、事務所の 移転時期が平成30年度 となることに伴い、必要経 費を翌年度において使用す るため。
18 備品購入費	庁用器具費	349			
計		2,116		838	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(目) 2 国民年金費

(事業名) 国民年金システム改修事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
		千円	千円	千円	
13 委 託 料	委 託 料	1,944		732	国民年金システム改修事業において、システム改修の完了予定が平成30年度となることに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
	計	1,944		732	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(目) 2 児童福祉施設費

(事業名) 病児・病後児保育室整備事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
		千円	千円	千円	
13 委 託 料	委 託 料	2,100			病児・病後児保育室整備 事業において、関係者等と の協議に日時を要したこと に伴い、必要経費を翌年度 において使用するため。
15 工事請負費	工 事 請 負 費	25,000		25,000	
	計	27,100		25,000	

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(目) 1 都市計画総務費

(事業名) 都市計画推進事業(臨時)

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
13 委 託 料	委 託 料	千円 7,755	千円	千円 7,755	都市計画推進事業(臨時)において、各調査結果の分析等に日時を要したことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
計		7,755		7,755	

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(目) 6 街路事業費

(事業名) 都市計画道路整備事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
		千円	千円	千円	都市計画道路整備事業において、地権者との協議に日時を要したことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
12 役 務 費	手 数 料	277			
13 委 託 料	委 託 料	146,695		89,051	
15 工 事 請 負 費	工 事 請 負 費	125,000			
17 公 有 財 産 購 入 費	土 地 購 入 費	97,117			
	計	369,089		89,051	

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(目) 7 都市公園費

(事業名) 中央公園整備事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
		千円	千円	千円	
12	役 務 費 手 数 料	10			中央公園整備事業において、地権者との協議に日時を要したことに伴い、必要経費を翌年度において使用するため。
13	委 託 料 委 託 料	3,351		3,103	
17	公 有 財 産 費 購 入 費 土 地 購 入 費	13,302			
	計	16,663		3,103	

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

## (目) 7 小中一貫校整備費

(事業名) 止々呂美小中一貫校増築事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
11 需用費	消耗品費	千円 2,505	千円	千円 777	止々呂美小中一貫校増築 事業において、工事の完了 予定が平成30年度となる ことに伴い、必要経費を翌 年度において使用するた め。
13 委託料	委 託 料	14,175		12,585	
15 工事請負費	工 事 請 負 費	776,025		536,315	
18 備品購入費	庁 用 器 具 費	2,474		952	
19 負担金補助 及び交付金	負 担 金	15,000		15,000	
	計	810,179		565,629	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区 分	補 正 区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債	補正前	12,588,815	13,489,513	(7,497,300) 2,338,400	976,540	22,348,673
	補 正			322,800		322,800
	補正後	12,588,815	13,489,513	(7,497,300) 2,661,200	976,540	22,671,473
(3) 道路・街路	補正前	2,017,666	2,130,456	(16,600) 718,200	69,046	2,796,210
	補 正			△ 583,500		△ 583,500
	補正後	2,017,666	2,130,456	(16,600) 134,700	69,046	2,212,710
(8) 小 学 校	補正前	2,787,695	3,037,995	(605,500) 650,800	201,201	4,093,094
	補 正			△ 35,200		△ 35,200
	補正後	2,787,695	3,037,995	(605,500) 615,600	201,201	4,057,894
(9) 中 学 校	補正前	2,957,506	3,217,178	(569,800) 588,900	151,710	4,224,168
	補 正			△ 126,900		△ 126,900
	補正後	2,957,506	3,217,178	(569,800) 462,000	151,710	4,097,268
(12) そ の 他	補正前	2,321,802	2,840,491	(5,993,300) 349,800	268,448	8,915,143
	補 正			1,068,400		1,068,400
	補正後	2,321,802	2,840,491	(5,993,300) 1,418,200	268,448	9,983,543
2 災害復旧債	補正前	91,200	91,200		9,213	81,987
	補 正			34,000		34,000
	補正後	91,200	91,200	34,000	9,213	115,987
(1) 公共土木施設	補正前	76,000	76,000		8,503	67,497
	補 正			33,300		33,300
	補正後	76,000	76,000	33,300	8,503	100,797
(2) 農林水産業施設	補正前	15,200	15,200		710	14,490
	補 正			700		700
	補正後	15,200	15,200	700	710	15,190

(単位 千円)

区 分	補 正 区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当該年度中増減見込		当該年度末 現 在 高 見 込 額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
3 そ の 他	補正前	17,248,707	17,043,272	1,000,000	1,261,191	16,782,081
	補 正			145,712	6,727	138,985
	補正後	17,248,707	17,043,272	1,145,712	1,267,918	16,921,066
(1) 減税補てん債	補正前	1,285,645	1,095,704		191,827	903,877
	補 正				1,152	△ 1,152
	補正後	1,285,645	1,095,704		192,979	902,725
(2) 臨時財政対策債	補正前	15,963,062	15,947,568	1,000,000	1,069,364	15,878,204
	補 正			145,712	5,575	140,137
	補正後	15,963,062	15,947,568	1,145,712	1,074,939	16,018,341
合 計	補正前	29,928,722	30,623,985	(7,497,300) 3,338,400	2,246,944	39,212,741
	補 正			502,512	6,727	502,512
	補正後	29,928,722	30,623,985	(7,497,300) 3,840,912	2,253,671	39,715,253

注) 当該年度中起債見込額欄の( )は前年度からの繰越分(外書き)である。  
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。



## 第42号議案

平成29年度箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第1号）

平成29年度箕面市の特別会計公共用地先行取得事業費の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ333,001千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,810,921千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年2月22日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		12,620	△12,005	615
	1 他会計繰入金	12,620	△12,005	615
2 市債		2,465,300	△284,300	2,181,000
	1 市債	2,465,300	△284,300	2,181,000
3 財産収入		0	629,306	629,306
	1 財産売却収入	0	629,306	629,306
歳入合計		2,477,920	333,001	2,810,921

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地取得費		千円 2,465,370	千円 △354	千円 2,465,016
	1 土地取得費	2,465,370	△354	2,465,016
2 公債費		12,550	333,355	345,905
	1 公債費	12,550	333,355	345,905
歳出合計		2,477,920	333,001	2,810,921

第 2 表 地方債補正

起債の目的	補正 区分	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
公共用地 先行取得 事業	補正前	千円 2,465,300	普通貸借 又は 証券発行	%以内 4 (注)	政府 その他	年以内 10	年以内 10	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等、そ の他	必要に応じ て繰上償還 することが できる。
	補正後	2,181,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

平成29年度

(2017年度)

箕面市特別会計公共用地先行取得事業費補正予算（第1号）説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	千円 12,620	千円 △12,005	千円 615
2 市債	2,465,300	△284,300	2,181,000
3 財産収入	0	629,306	629,306
歳入合計	2,477,920	333,001	2,810,921

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 土地取得費	2,465,370	△354	2,465,016
2 公債費	12,550	333,355	345,905
歳出合計	2,477,920	333,001	2,810,921

補正額の財源内訳

特 定 財 源			一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円 0	千円 △284,300	千円 284,016	千円 △70
0	0	345,290	△11,935
0	△284,300	629,306	△12,005

2 歳 入

(款) 1 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項			
1	繰入金	千円 12,620	千円 △12,005	千円 615
	1 他会計繰入金	12,620	△12,005	615
	1 一般会計繰入金	12,620	△12,005	615
2	市債	2,465,300	△284,300	2,181,000
	1 市債	2,465,300	△284,300	2,181,000
	1 公共用地先行取得事業債	2,465,300	△284,300	2,181,000
3	財産収入	0	629,306	629,306
	1 財産売払収入	0	629,306	629,306
	1 不動産売払収入	0	629,306	629,306

節		説 明
区 分	金 額 千円	
		千円
1 一般会計繰入金	△12,005	1 一般会計繰入金 補正後 615,000円－補正前 12,620,000円 △12,005
1 公共用地先行取得事業債	△284,300	1 公共用地先行取得事業債 補正後 2,181,000,000円－補正前 2,465,300,000円 △284,300
1 不動産売却収入	629,306	1 土地売却収入 629,306

(款) 3 財産収入  
(項) 1 財産売却収入

3 歳 出

(款) 1 土地取得費

(項) 1 土地取得費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款 項	目				千円	千円
1	土 地 取 得 費	2,465,370	△354	2,465,016	市債	△284,300
					財産収入	284,016
					一般財源	△70
	1 土 地 取 得 費	2,465,370	△354	2,465,016	市債	△284,300
					財産収入	284,016
					一般財源	△70
	1 公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 費	2,465,370	△354	2,465,016	市債	△284,300
					財産収入	284,016
					一般財源	△70
2	公 債 費	12,550	333,355	345,905	財産収入	345,290
					一般財源	△11,935
	1 公 債 費	12,550	333,355	345,905	財産収入	345,290
					一般財源	△11,935
	1 利 子	12,550	△11,765	785	財産収入	170
					一般財源	△11,935
	2 元 金	0	344,000	344,000	財産収入	344,000
	3 公 債 諸 費	0	1,120	1,120	財産収入	1,120

節		説明	千円
区分	金額		
17 公有財産 購入費	△354	52 北大阪急行線延伸用地取得事業【地域活性化室】 17 公有財産購入費 1 土地購入費 特殊街路事業用地	△354 △354 △354 △354
23 償還金 利子及び 割引料	△11,765	1 公債費利子償還事業【地域活性化室】 23 償還金利子及び割引料 2 利子及び割引料 市中銀行	△11,765 △11,765 △11,765 △11,765
23 償還金 利子及び 割引料	344,000	50 公債費線上償還事業【地域活性化室】 23 償還金利子及び割引料 1 償還金 市中銀行	344,000 344,000 344,000 344,000
22 補償 補填及び 賠償金	1,120	50 公債費線上償還補償事業【地域活性化室】 22 補償補填及び賠償金 1 補償金 線上償還補償金	1,120 1,120 1,120 1,120

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債	補正前		776,700	(1,057,600) 2,465,300		4,299,600
	補 正			△ 284,300		△ 284,300
	補正後		776,700	(1,057,600) 2,181,000		4,015,300
(1) 公共用地先行 取得事業債	補正前		776,700	(1,057,600) 2,465,300		4,299,600
	補 正			△ 284,300		△ 284,300
	補正後		776,700	(1,057,600) 2,181,000		4,015,300
合 計	補正前		776,700	(1,057,600) 2,465,300		4,299,600
	補 正			△ 284,300		△ 284,300
	補正後		776,700	(1,057,600) 2,181,000		4,015,300

#### 第43号議案

平成29年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第4号）

平成29年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ335,352千円を追加し、歳入歳出それぞれ18,318,052千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月22日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6 府 支 出 金		1,289,920	△372	1,289,548
	2 府 補 助 金	1,160,659	△372	1,160,287
9 繰 入 金		1,216,004	335,724	1,551,728
	1 他 会 計 繰 入 金	1,216,004	335,724	1,551,728
歳 入 合 計		17,982,700	335,352	18,318,052

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 246,746	千円 △11,249	千円 235,497
	1 総 務 管 理 費	213,012	△11,249	201,763
7 共 同 事 業 拠 出 金		4,447,513	△648,140	3,799,373
	1 共 同 事 業 拠 出 金	4,447,513	△648,140	3,799,373
8 保 健 事 業 費		133,511	△12,630	120,881
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	102,405	△12,630	89,775
10 諸 支 出 金		19,058	71,298	90,356
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	19,058	71,298	90,356
11 予 備 費		11,906	936,073	947,979
	1 予 備 費	11,906	936,073	947,979
歳 出 合 計		17,982,700	335,352	18,318,052



平成29年度  
(2017年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第4号）説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険料	3,427,653	0	3,427,653
2 使用料及び手数料	985	0	985
3 国庫支出金	2,835,009	0	2,835,009
4 療養給付費等交付金	45,332	0	45,332
5 前期高齢者交付金	4,155,264	0	4,155,264
6 府支出金	1,289,920	△372	1,289,548
7 共同事業交付金	3,690,190	0	3,690,190
8 財産収入	1	0	1
9 繰入金	1,216,004	335,724	1,551,728
10 諸収入	1,322,342	0	1,322,342
歳入合計	17,982,700	335,352	18,318,052

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	246,746	△11,249	235,497
2 保険給付費	9,464,754	0	9,464,754
3 後期高齢者支援金等	1,718,314	0	1,718,314
4 前期高齢者納付金等	6,274	0	6,274
5 老人保健拠出金	31	0	31
6 介護納付金	618,810	0	618,810
7 共同事業拠出金	4,447,513	△648,140	3,799,373
8 保健事業費	133,511	△12,630	120,881
9 基金積立金	1	0	1
10 諸支出金	19,058	71,298	90,356
11 予備費	11,906	936,073	947,979
12 繰上充用金	1,315,782	0	1,315,782
歳出合計	17,982,700	335,352	18,318,052

補正額の財源内訳

特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	△11,249
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	△648,140
△372	0	0	△12,258
0	0	0	0
0	0	0	71,298
0	0	0	936,073
0	0	0	0
△372	0	0	335,724

2 歳 入  
 (款) 6 府支出金  
 (項) 2 府補助金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
6	府 支 出 金	千円 1,289,920	千円 △372	千円 1,289,548
2	府 補 助 金	1,160,659	△372	1,160,287
1	府 補 助 金	17,190	△372	16,818
9	繰 入 金	1,216,004	335,724	1,551,728
1	他 会 計 繰 入 金	1,216,004	335,724	1,551,728
1	一 般 会 計 繰 入 金	1,216,004	335,724	1,551,728

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
3 保健事業費補助金	△372	1 保健事業費補助金 補正後 1,032,000円－補正前 1,404,000円	△372
1 保険基盤安定繰入金	△452	1 保険料軽減繰入金 補正後 519,071,000円－補正前 515,728,000円 2 保険者支援繰入金 補正後 290,723,000円－補正前 294,518,000円	3,343 △3,795
2 職員給与費等繰入金	△11,249	1 職員給与費等繰入金 補正後 186,372,000円－補正前 197,621,000円	△11,249
4 財政安定化支援事業費繰入金	△4,601	1 財政安定化支援事業費繰入金 補正後 22,941,000円－補正前 27,542,000円	△4,601
5 その他一般会計繰入金	352,026	1 その他一般会計繰入金 補正後 492,581,000円－補正前 140,555,000円	352,026

(款) 9 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款 項	目					
1	総 務 費	千円 246,746	千円 △11,249	千円 235,497	一般財源	千円 △11,249
	1 総 務 管 理 費	213,012	△11,249	201,763	一般財源	△11,249
	1 一 般 管 理 費	210,598	△11,249	199,349	一般財源	△11,249
7	共 同 事 業 拠 出 金	4,447,513	△648,140	3,799,373	一般財源	△648,140
	1 共 同 事 業 拠 出 金	4,447,513	△648,140	3,799,373	一般財源	△648,140
	1 高 額 医 療 費 拠 出 金	438,114	△88,915	349,199	一般財源	△88,915
	4 保 険 財 政 共 同 安 定 化 事 業 拠 出 金	4,009,247	△559,225	3,450,022	一般財源	△559,225
8	保 健 事 業 費	133,511	△12,630	120,881	府支出金 一般財源	△372 △12,258
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	102,405	△12,630	89,775	府支出金 一般財源	△372 △12,258
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	102,405	△12,630	89,775	府支出金 一般財源	△372 △12,258
10	諸 支 出 金	19,058	71,298	90,356	一般財源	71,298
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	19,058	71,298	90,356	一般財源	71,298
	3 諸 費	1	71,298	71,299	一般財源	71,298

節		説明	金額
区分	金額		
	千円		千円
2 給料	△4,284	1 一般事務経費（一般管理費）【国民健康保険室】	△11,249
		2 給料	△4,284
3 職員手当等	△4,478	2 一般職給	△4,284
		一般職給	△4,284
4 共済費	△2,487	3 職員手当等	△4,478
		4 地域手当	△621
		10 住居手当	△630
		11 期末勤勉手当	△3,227
		4 共済費	△2,487
		3 職員共済組合負担金	△2,487
19 負担金補助及び交付金	△88,915	32 保険給付事業（共同事業拠出金）【国民健康保険室】	△88,915
		19 負担金補助及び交付金	△88,915
		5 拠出金	△88,915
		高額医療費	△88,915
19 負担金補助及び交付金	△559,225	35 保険給付事業（保険財政共同安定化事業拠出金）【国民健康保険室】	△559,225
		19 負担金補助及び交付金	△559,225
		5 拠出金	△559,225
		保険財政共同安定化事業費	△559,225
13 委託料	△12,630	39 生活習慣病健診実施事業（特定健康診査受診管理）【国民健康保険室】	△11,556
		13 委託料	△11,556
		1 委託料	△11,556
		特定健康診査委託	△11,556
		40 生活習慣病健診実施事業（特定保健指導）【地域保健室】	△1,074
		13 委託料	△1,074
		1 委託料	△1,074
		特定保健指導委託	△1,074
23 償還金利息及び割引料	71,298	43 諸支出金事業（諸費）【国民健康保険室】	71,298
		23 償還金利息及び割引料	71,298

(款) 10 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(款) 10 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

科 目			補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款	項	目				一般財源	
10	1	3 [諸 費]					
11	予	備 費	11,906	936,073	947,979	一般財源	936,073
	1	予 備 費	11,906	936,073	947,979	一般財源	936,073
		1 予 備 費	11,906	936,073	947,979	一般財源	936,073

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
		1 償還金 国費等返還金 71,298

(款) 11 予備費  
(項) 1 予備費

# 給 与 費

## 1 一般職

### (1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与														
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)												
補正後	( 1 ) 13		44, 211	30, 946												
補正前	( ) 14		48, 495	35, 424												
比 較	( 1 ) △ 1		△ 4, 284	△ 4, 478												
職員手当 の 内 訳	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>扶 養 手 当 (千円)</th> <th>管 理 職 手 当 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 正 後</td> <td style="text-align: right;">534</td> <td style="text-align: right;">1, 980</td> </tr> <tr> <td>補 正 前</td> <td style="text-align: right;">534</td> <td style="text-align: right;">1, 980</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	補 正 後	534	1, 980	補 正 前	534	1, 980	比 較		
	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)													
	補 正 後	534	1, 980													
	補 正 前	534	1, 980													
	比 較															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)</th> <th>住 居 手 当 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補 正 後</td> <td style="text-align: right;">4, 232</td> <td style="text-align: right;">660</td> </tr> <tr> <td>補 正 前</td> <td style="text-align: right;">4, 232</td> <td style="text-align: right;">1, 290</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td></td> <td style="text-align: right;">△ 630</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	補 正 後	4, 232	660	補 正 前	4, 232	1, 290	比 較		△ 630
	区 分	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)													
	補 正 後	4, 232	660													
	補 正 前	4, 232	1, 290													
	比 較		△ 630													

注) 職員数欄の ( ) 内は、短時間勤務職員数 (外書き) である。

# 明 細 書

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
75,157	15,799	90,956	
83,919	18,286	102,205	
△ 8,762	△ 2,487	△ 11,249	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)
5,500	1,153
6,121	1,153
△ 621	

期 末 勤 勉 手 当 (千円)
16,887
20,114
△ 3,227

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	△ 4,284	1 その他の減分	△ 4,284
職 員 手 当	△ 4,478	1 その他の減分	△ 4,478

注) 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

説 明	備 考																		
新陳代謝に係る減分 △ 4,284 千円	職員数の異動状況 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">〔 現に在職する 職 員 数 〕</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">(その他)</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">(計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正後</td> <td style="text-align: center;">13(1)人</td> <td style="text-align: center;">( )人</td> <td style="text-align: center;">13(1)人</td> </tr> <tr> <td>補正前</td> <td style="text-align: center;">14( )人</td> <td style="text-align: center;">( )人</td> <td style="text-align: center;">14( )人</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td style="text-align: center;">△ 1(1)人</td> <td style="text-align: center;">( )人</td> <td style="text-align: center;">△ 1(1)人</td> </tr> </tbody> </table>				〔 現に在職する 職 員 数 〕	(その他)	(計)	補正後	13(1)人	( )人	13(1)人	補正前	14( )人	( )人	14( )人	比 較	△ 1(1)人	( )人	△ 1(1)人
	〔 現に在職する 職 員 数 〕	(その他)	(計)																
補正後	13(1)人	( )人	13(1)人																
補正前	14( )人	( )人	14( )人																
比 較	△ 1(1)人	( )人	△ 1(1)人																
	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">地域手当</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">△ 621</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>住居手当</td> <td style="text-align: right;">△ 630</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>期末勤勉手当</td> <td style="text-align: right;">△ 3,227</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> </tbody> </table>			地域手当	△ 621	千円	住居手当	△ 630	千円	期末勤勉手当	△ 3,227	千円							
地域手当	△ 621	千円																	
住居手当	△ 630	千円																	
期末勤勉手当	△ 3,227	千円																	



#### 第44号議案

平成29年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第4号）

平成29年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ266,053千円を追加し、歳入歳出それぞれ11,075,858千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月22日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		2,184,388	3,320	2,187,708
	2 国庫補助金	388,499	3,320	391,819
6 財産収入		1	729	730
	1 財産運用収入	1	729	730
7 繰入金		1,867,773	△16,414	1,851,359
	1 他会計繰入金	1,624,405	△16,414	1,607,991
8 繰越金		75,678	278,409	354,087
	1 繰越金	75,678	278,409	354,087
9 諸収入		183	9	192
	2 市預金利子	1	9	10
歳入合計		10,809,805	266,053	11,075,858

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 285,817	千円 △13,094	千円 272,723
	1 総 務 管 理 費	201,023	△11,211	189,812
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	76,609	△1,883	74,726
4 基 金 積 立 金		1	279,147	279,148
	1 基 金 積 立 金	1	279,147	279,148
歳 出 合 計		10,809,805	266,053	11,075,858



平成29年度  
(2017年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第4号）説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 保 険 料	2,310,595	0	2,310,595
2 使用料及び手数料	231	0	231
3 国庫支出金	2,184,388	3,320	2,187,708
4 支払基金交付金	2,873,947	0	2,873,947
5 府支出金	1,497,009	0	1,497,009
6 財産収入	1	729	730
7 繰入金	1,867,773	△16,414	1,851,359
8 繰越金	75,678	278,409	354,087
9 諸収入	183	9	192
歳入合計	10,809,805	266,053	11,075,858

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	285,817	△13,094	272,723
2 保険給付費	9,872,826	0	9,872,826
3 地域支援事業費	568,135	0	568,135
4 基金積立金	1	279,147	279,148
5 諸支出金	81,026	0	81,026
6 予備費	2,000	0	2,000
歳出合計	10,809,805	266,053	11,075,858

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円 0	千円 0	千円 0	千円 △13,094
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	729	278,418
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	729	265,324

## 2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
3	国 庫 支 出 金	千円 2,184,388	千円 3,320	千円 2,187,708
	2 国 庫 補 助 金	388,499	3,320	391,819
	3 介 護 保 険 事 業 費 補 助 金	0	3,320	3,320
6	財 産 収 入	1	729	730
	1 財 産 運 用 収 入	1	729	730
	1 基 金 収 益 金	1	729	730
7	繰 入 金	1,867,773	△16,414	1,851,359
	1 他 会 計 繰 入 金	1,624,405	△16,414	1,607,991
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,624,405	△16,414	1,607,991
8	繰 越 金	75,678	278,409	354,087
	1 繰 越 金	75,678	278,409	354,087
	1 前 年 度 繰 越 金	75,678	278,409	354,087
9	諸 収 入	183	9	192
	2 市 預 金 利 子	1	9	10
	1 市 預 金 利 子	1	9	10

節		説	明
区 分	金 額 千円		
			千円
1 介護保険事業 費 補 助 金	3,320	1 介護保険事業費補助金 6,640 × 1/2 = 3,320	3,320
1 介護保険給付費 準 備 基 金 運 用 収 入	729	1 介護保険給付費準備基金運用収入 補正後 730,000円 - 補正前 1,000円	729
3 職員給与費等 繰 入 金	△16,414	1 職員給与費等繰入金 補正後 270,990,000円 - 補正前 287,404,000円	△16,414
1 前年度繰越金	278,409	1 前年度繰越金 補正後 354,087,000円 - 補正前 75,678,000円	278,409
1 市預金利子	9	1 金融機関預金利子 補正後 10,000円 - 補正前 1,000円	9

(款) 9 諸収入

(項) 2 市預金利子

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款	項				目	
1	総 務 費	千円 285,817	千円 △13,094	千円 272,723	一般財源	千円 △13,094
	1 総 務 管 理 費	201,023	△11,211	189,812	一般財源	△11,211
	1 一 般 管 理 費	201,023	△11,211	189,812	一般財源	△11,211
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	76,609	△1,883	74,726	一般財源	△1,883
	1 介 護 認 定 審 査 会 費	41,799	△1,883	39,916	一般財源	△1,883
4	基 金 積 立 金	1	279,147	279,148	財産収入	729
					一般財源	278,418
	1 基 金 積 立 金	1	279,147	279,148	財産収入	729
					一般財源	278,418
	1 介 護 保 険 給 付 費 準 備 基 金 積 立 金	1	279,147	279,148	財産収入	729
					一般財源	278,418

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
2 給料	△6,000	3 一般事務経費（人件費）【介護・医療・年金室】	△10,600
3 職員手当等	△3,100	2 給料	△6,000
4 共済費	△1,500	2 一般職給	△6,000
13 委託料	△611	一般職給	△6,000
		3 職員手当等	△3,100
		4 地域手当	△500
		11 期末勤勉手当	△2,600
		4 共済費	△1,500
		3 職員共済組合負担金	△1,500
		4 一般事務経費（窓口業務等委託）【介護・医療・年金室】	△611
		13 委託料	△611
		1 委託料	△611
		窓口業務等委託	△611
1 報酬	△1,883	10 介護認定審査会事業【介護認定・事業者指導室】	△1,883
		1 報酬	△1,883
		3 非常勤職員報酬	△1,883
		介護認定審査会委員	△1,883
25 積立金	279,147	50 介護保険給付費準備基金積立事業【介護・医療・年金室】	279,147
		25 積立金	279,147
		16 介護保険給付費準備基金積立金	279,147

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

# 給 与 費

## 1 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年 間 支 給 率 (月分)
補正後	長 等			
	議 員			
	その他の 特別職	64	35,561	
	計	64	35,561	
補正前	長 等			
	議 員			
	その他の 特別職	64	37,444	
	計	64	37,444	
比 較	長 等			
	議 員			
	その他の 特別職		△ 1,883	
	計		△ 1,883	

# 明 細 書

費			共 済 費	合 計	備 考
地域手当	その他の 手 当	計			
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
		35,561	3,312	38,873	
		35,561	3,312	38,873	
		37,444	3,312	40,756	
		37,444	3,312	40,756	
		△ 1,883		△ 1,883	
		△ 1,883		△ 1,883	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)
補正後	(2) 20		71,669	58,920
補正前	(2) 20		77,669	62,020
比 較			△ 6,000	△ 3,100

  

職員手当 の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
	補 正 後	1,764	5,700
	補 正 前	1,764	5,700
	比 較		

  

区 分	時 間 外 及 び 休 日 勤 務 手 当 (千 円)	住 居 手 当 (千 円)	
	補 正 後	8,080	1,107
	補 正 前	8,080	1,107
	比 較		

注) 職員数欄の( )内は、短時間勤務職員数(外書き)である。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	
給 料	△ 6,000	1	その他の減分 △ 6,000
職員手当	△ 3,100	1	その他の減分 △ 3,100

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
130,589	27,701	158,290	
139,689	29,201	168,890	
△ 9,100	△ 1,500	△ 10,600	

地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)
9,686	1,434
10,186	1,434
△ 500	

期 末 勤 勉 手 当 (千円)
31,149
33,749
△ 2,600

説 明	備 考
育児休業等に係る減分 △ 6,000 千円	
	地域手当 △ 500 千円 期末勤勉手当 △ 2,600 千円



#### 第45号議案

平成29年度箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第3号）

平成29年度箕面市の特別会計後期高齢者医療事業費の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,036千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,152,927千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年2月22日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料		1,787,759	△5,761	1,781,998
	1 後期高齢者医療保険料	1,787,759	△5,761	1,781,998
3 繰入金		283,429	△1,152	282,277
	1 他会計繰入金	283,429	△1,152	282,277
4 繰越金		1	84,894	84,895
	1 繰越金	1	84,894	84,895
5 諸収入		3,603	55	3,658
	1 延滞金加算金及び過料	1	55	56
歳入合計		2,074,891	78,036	2,152,927

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		千円 2,030,335	千円 78,036	千円 2,108,371
	1 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	2,030,335	78,036	2,108,371
歳 出 合 計		2,074,891	78,036	2,152,927



平成29年度  
(2017年度)

箕面市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第3号）説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	千円 1,787,759	千円 △5,761	千円 1,781,998
2 使用料及び手数料	99	0	99
3 繰入金	283,429	△1,152	282,277
4 繰越金	1	84,894	84,895
5 諸収入	3,603	55	3,658
歳入合計	2,074,891	78,036	2,152,927

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	40,456	0	40,456
2 後期高齢者医療金 広域連合者納付金	2,030,335	78,036	2,108,371
3 諸支出金	3,600	0	3,600
4 予備費	500	0	500
歳出合計	2,074,891	78,036	2,152,927

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	△5,706	83,742
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	△5,706	83,742

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
1	後期高齢者医療保険料	千円 1,787,759	千円 △5,761	千円 1,781,998
1	後期高齢者医療保険料	1,787,759	△5,761	1,781,998
1	特別徴収保険料	665,684	86	665,770
2	普通徴収保険料	1,122,075	△5,847	1,116,228
3	繰入金	283,429	△1,152	282,277
1	他会計繰入金	283,429	△1,152	282,277
1	一般会計繰入金	283,429	△1,152	282,277
4	繰越金	1	84,894	84,895
1	繰越金	1	84,894	84,895
1	前年度繰越金	1	84,894	84,895
5	諸収入	3,603	55	3,658
1	延滞金加算金及び過料	1	55	56
1	延滞金	1	55	56

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
1 現 年 分	86	1 現年分 補正後 665,770,000円－補正前 665,684,000円	86
1 現 年 分	△6,291	1 現年分 補正後 1,108,984,000円－補正前 1,115,275,000円	△6,291
2 滞 納 繰 越 分	444	1 滞納繰越分 補正後 7,244,000円－補正前 6,800,000円	444
1 保 險 基 盤 安 定 繰 入 金	△1,152	1 保険料軽減繰入金 補正後 241,423,000円－補正前 242,575,000円	△1,152
1 前 年 度 繰 越 金	84,894	1 前年度繰越金 補正後 84,895,000円－補正前 1,000円	84,894
1 延 滞 金	55	1 保険料滞納延滞金 補正後 56,000円－補正前 1,000円	55

(款) 5 諸収入

(項) 1 延滞金加算金及び過料

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款 項	目				
	2 後期高齢者医療広域連合納付金	千円 2,030,335	千円 78,036	千円 2,108,371	千円 後期高齢者医療保険料 △5,761 諸収入 55 一般財源 83,742
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,030,335	78,036	2,108,371	後期高齢者医療保険料 △5,761 諸収入 55 一般財源 83,742
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,030,335	78,036	2,108,371	後期高齢者医療保険料 △5,761 諸収入 55 一般財源 83,742

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
19 負担金補助 及び交付金	78,036	1 後期高齢者医療広域連合納付事業【介護・医療・年金室】	78,036
		19 負担金補助及び交付金	78,036
		4 納付金	78,036
		保険料等納付金	79,188
		保険基盤安定納付金	△1,152

(款) 2 後期高齢者医療広域連合  
(項) 1 後期高齢者医療広域連合



第46号議案

平成29年度箕面市病院事業会計補正予算（第4号）

第1条 平成29年度箕面市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度箕面市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	( 計 )
(2) 年間患者数 外来	183,000人	△7,320人	175,680人
(3) 一日平均患者数 外来	750人	△30人	720人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 病院事業収益	8,985,354千円	△311,389千円	8,673,965千円
第1項 医業収益	8,800,954千円	△312,377千円	8,488,577千円
第2項 医業外収益	162,440千円	988千円	163,428千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	9,476,463千円	8,080千円	9,484,543千円
第1項 医業費用	9,276,046千円	7,937千円	9,283,983千円
第3項 介護サービス事業費用	18,537千円	143千円	18,680千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額31,064千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額56,164千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 資本的収入	136,000千円	△25,100千円	110,900千円
第1項 企業債	135,000千円	△25,100千円	109,900千円

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期限	据置期間	償還の方法	その他
医療機器整備事業	補正前	千円 135,000	普通貸借(証書借入)又は証券発行	年4%以内	政府 地方公共団体 金融機構 他	5年以内	1年以内	半年賦 又は 元利均等 又は 元金均等	左記の条件の範囲内において借入先に融資条件がある場合は、その条件に従うことができる。ただし財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、若しくは繰上償還をし又は低利に借り換えることができる。
	補正	△25,100	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	109,900	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

第6条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
(1) 職員給与費	5,244,925千円	9,318千円	5,254,243千円
医業費用	5,227,495千円	9,175千円	5,236,670千円
介護サービス事業費用	17,430千円	143千円	17,573千円

平成30年2月22日提出

箕面市長 倉田哲郎

平成29年度（2017年度）箕面市病院事業会計補正予算（第4号）説明書



平成29年度 箕面市病院事業会計補正予算実施計画(第4号)

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業 収 益			千円 8,985,354	千円 △ 311,389	千円 8,673,965	
	1 医業収益		8,800,954	△ 312,377	8,488,577	
		1 入院収益	6,143,965	△ 255,505	5,888,460	
		2 外来収益	2,379,000	△ 56,872	2,322,128	
	2 医業外収益		162,440	988	163,428	
		3 国庫補助金	6,000	△ 171	5,829	
		4 府補助金	13,874	1,159	15,033	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業 費 用			千円 9,476,463	千円 8,080	千円 9,484,543	
	1 医業費用		9,276,046	7,937	9,283,983	
		1 給与費	5,227,495	9,175	5,236,670	
		4 減価償却費	666,599	△ 6,052	660,547	
		5 資産減耗費	2,000	4,814	6,814	
	3 介護サービス 事業費用		18,537	143	18,680	
		1 給与費	17,430	143	17,573	

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的 収 入			千円 136,000	千円 △ 25,100	千円 110,900	
	1 企業債		135,000	△ 25,100	109,900	
		1 企業債	135,000	△ 25,100	109,900	

平成29年度 箕面市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	△ 471,109	△ 319,469	△ 790,578
減価償却費	666,606	△ 6,052	660,554
資産減耗費	2,000	4,814	6,814
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	230,336	△ 320,707	△ 90,371
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 145,662		△ 145,662
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	135,000	△ 25,100	109,900
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	115,098	△ 25,100	89,998
4. 資金の増加額 ④=①+②+③	199,772	△ 345,807	△ 146,035
5. 資金期首残高	645,706		645,706
6. 資金期末残高	845,478	△ 345,807	499,671

## 給与費明細書

### 1 総括

区 分	職員数		給与費					法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	賃金 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	( 35 ) 1 526	20,909	1,933,426	260,624	2,234,651	4,449,610	780,188	5,229,798
	資本勘定 支弁職員	( )							
	合 計	( 35 ) 1 526	20,909	1,933,426	260,624	2,234,651	4,449,610	780,188	5,229,798
補正前	損益勘定 支弁職員	( 35 ) 1 526	20,909	1,933,426	260,624	2,234,651	4,449,610	770,870	5,220,480
	資本勘定 支弁職員	( )							
	合 計	( 35 ) 1 526	20,909	1,933,426	260,624	2,234,651	4,449,610	770,870	5,220,480
比較	損益勘定 支弁職員	( )						9,318	9,318
	資本勘定 支弁職員	( )							
	合 計	( )						9,318	9,318

区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)
	補正後	42,810	88,556	265,590	39,048	503,687
補正前	42,810	88,556	265,590	39,048	503,687	11,423
比較						
区 分	夜間勤務手当 (千円)	時間外及び休日 勤務手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	退職給与金 (千円)	
補正後	53,836	216,323	45,102	906,078	62,198	
補正前	53,836	216,323	45,102	906,078	62,198	
比較						

注1) 職員数は、常勤職員数であり、( )内は短時間勤務職員数(外書き)である。

注2) 法定福利費及び期末勤勉手当には、賞与引当金繰入額を含む。



平成29年度（2017年度）箕面市病院事業会計補正予算（第4号）参考資料

# 実施計画内訳書

## 収益の収入及び支出

### 収 入

款・項・目	既決予定額	補正予定額	計	節
	千円	千円	千円	
1 病院事業収益	8,985,354	△ 311,389	8,673,965	
1 医業収益	8,800,954	△ 312,377	8,488,577	
1 入院収益	6,143,965	△ 255,505	5,888,460	入院収益
2 外来収益	2,379,000	△ 56,872	2,322,128	外来収益
2 医業外収益	162,440	988	163,428	
3 国庫補助金	6,000	△ 171	5,829	国庫補助金
4 府補助金	13,874	1,159	15,033	府補助金

### 支 出

款・項・目	既決予定額	補正予定額	計	節
	千円	千円	千円	
1 病院事業費用	9,476,463	8,080	9,484,543	
1 医業費用	9,276,046	7,937	9,283,983	
1 給与費	5,227,495	9,175	5,236,670	法定福利費
4 減価償却費	666,599	△ 6,052	660,547	建物減価償却費 機械備品減価償却費 車両運搬具減価償却費

金額	説明		
千円			千円
5,888,460	入院収益 入院患者見込数	5,888,460	255,505 減 104,135 人
2,322,128	外来収益 外来患者見込数	2,322,128	56,872 減 175,680 人
5,829	臨床研修費等補助金	5,829	171 減
15,033	女性医師就労環境改善補助金 産科医分娩手当導入補助金 新人看護職員研修補助金 緩和ケア人材養成補助金	5,570 560 818 279	383 増 316 増 181 増 279 増

金額	説明		
千円			千円
722,204	職員共済組合負担金	668,628	9,175 増
299,565	建物減価償却費	299,565	343 減
348,882	器械備品減価償却費	348,882	5,755 減
550	車両運搬具減価償却費	550	46 増

款・項・目	既決予定額	補正予定額	計	節
5 資産減耗費	2,000	4,814	6,814	た な 卸 資 産 減 耗 費
3 介護サービス事業費用	18,537	143	18,680	
1 給与費	17,430	143	17,573	法 定 福 利 費

## 資本的収入及び支出

### 収 入

款・項・目	既決予定額	補正予定額	計	節
1 資本的収入	千円 136,000	千円 △ 25,100	千円 110,900	
1 企業債	135,000	△ 25,100	109,900	
1 企業債	135,000	△ 25,100	109,900	企 業 債

金額	説明		
5,814	たな卸資産減耗費	5,814	4,814 増
3,260	職員共済組合負担金	3,260	143 増

金額	説明		
千円			千円
109,900	医療機器整備事業債	109,900	25,100 減



第47号議案

平成29年度箕面市水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成29年度箕面市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度箕面市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 水道事業収益	3,052,518千円	81,264千円	3,133,782千円
第1項 営業収益	2,686,507千円	△1,991千円	2,684,516千円
第2項 営業外収益	366,011千円	83,255千円	449,266千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,706,868千円	△6,993千円	2,699,875千円
第1項 営業費用	2,597,900千円	△22,519千円	2,575,381千円
第2項 営業外費用	81,737千円	15,526千円	97,263千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,055,095千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,051,921千円」に、「当年度分損益勘定留保資金454,888千円」を「当年度分損益勘定留保資金452,839千円」に、「建設改良積立金333,644千円」を「建設改良積立金332,839千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額66,563千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額66,243千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	275,692千円	4,482千円	280,174千円
第2項 府交付金	24,228千円	162千円	24,390千円
第4項 工事負担金	9,315千円	4,320千円	13,635千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,330,787千円	1,308千円	1,332,095千円
第4項 府交付金返還金		1,308千円	1,308千円

平成30年2月22日提出

箕面市長 倉田哲郎



平成29年度箕面市水道事業会計補正予算(第3号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業 収益			3,052,518	81,264	3,133,782	
	1 営業収益		2,686,507	△ 1,991	2,684,516	
		2 受託工事収益	24,142	△ 4,347	19,795	消火栓改良工事収益及び配水管等修繕工事収益
		3 その他の営業収益	107,794	2,356	110,150	手数料及び公共下水道事業会計等からの負担金
	2 営業外収益		366,011	83,255	449,266	
		1 納付金	101,077	80,000	181,077	給水装置及び給水設備設置に係る口径別納付金
		7 その他資本剰余金 長期前受金戻入	28,464	3,255	31,719	その他の長期前受金を財源とする固定資産の減価償却相当額

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業 費用			2,706,868	△ 6,993	2,699,875	
	1 営業費用		2,597,900	△ 22,519	2,575,381	
		2 配水及び給水費	200,993	△ 19,585	181,408	配水・給水設備の維持に要する費用
		3 受託工事費	32,418	△ 4,140	28,278	配水管移設工事及び給水装置等修繕に要する費用
		6 減価償却費	686,827	△ 5,500	681,327	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費
		7 資産減耗費	15,734	6,706	22,440	有形固定資産の除却等に要する費用
	2 営業外費用		81,737	15,526	97,263	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	69,115	△ 6,000	63,115	企業債等利息
		3 消費税及び 地方消費税	12,620	21,526	34,146	消費税及び地方消費税

資本的收入及び支出

(単位 千円)

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的 収入			275,692	4,482	280,174	
	2 府交付金		24,228	162	24,390	
		1 府交付金	24,228	162	24,390	府交付金
	4 工事負担金		9,315	4,320	13,635	
		1 工事負担金	9,315	4,320	13,635	配水管敷設等工事負担金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的 支出			1,330,787	1,308	1,332,095	
	4 府交付金返 還金		0	1,308	1,308	
		1 府交付金返還金	0	1,308	1,308	生活基盤施設耐震化等補助金返 還金

平成29年度 箕面市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	275,187	101,952	377,139
減価償却費	686,827	△ 5,500	681,327
固定資産除却費	15,734	6,706	22,440
長期前受金戻入額	△ 247,673	△ 3,255	△ 250,928
業務活動以外の流動資産の増減額	68,395	△ 6,000	62,395
業務活動によるキャッシュ・フロー①	789,471	93,903	883,374
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
国庫補助金等による収入	24,228	162	24,390
他会計負担金等による収入	10,060	4,000	14,060
国庫補助金等の返還による支出		△ 1,308	△ 1,308
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 900,258	2,854	△ 897,404
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 69,115	6,000	△ 63,115
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 156,983	6,000	△ 150,983
4 資金の増加額④=①+②+③	△ 267,770	102,757	△ 165,013
5 資金期首残高	2,546,495		2,546,495
6 資金期末残高	2,278,725	102,757	2,381,482



平成 29 年度(2017年度)

箕面市水道事業会計補正予算(第 3 号) 参考資料

## 実施計画内訳書

### 収益的収入及び支出

#### 収 入

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 水道事業収益		3,052,518	81,264	3,133,782
1 営業収益		2,686,507	△ 1,991	2,684,516
	2 受託工事収益	24,142	△ 4,347	19,795
	3 その他の営業収益	107,794	2,356	110,150
2 営業外収益		366,011	83,255	449,266
	1 納付金	101,077	80,000	181,077
	7 その他資本剰余金長期前受金戻入	28,464	3,255	31,719

#### 支 出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 水道事業費用		2,706,868	△ 6,993	2,699,875
1 営業費用		2,597,900	△ 22,519	2,575,381
	2 配水及び給水費	200,993	△ 19,585	181,408
	3 受託工事費	32,418	△ 4,140	28,278
	6 減価償却費	686,827	△ 5,500	681,327
	7 資産減耗費	15,734	6,706	22,440
2 営業外費用		81,737	15,526	97,263
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	69,115	△ 6,000	63,115
	3 消費税及び地方消費税	12,620	21,526	34,146

明 細				
節	金額 (千円)	備 考		(千円)
受託工事収益	15,939	消火栓改良工事収益	15,939	4,347 減
手数料	14,670	設計審査及びしゅん工検査手数料	14,300	2,000 増
他会計負担金	95,480	一般会計負担金 (児童手当分)	2,069	356 増
納付金	181,077	口径別納付金	181,077	80,000 増
その他資本剰余金長期前受金戻入	31,719	その他資本剰余金長期前受金戻入	31,719	3,255 増

明 細				
節	金額 (千円)	備 考		(千円)
修繕費	49,152	給水管修繕	25,745	10,000 減
工事請負費	44,581	増補改良工事に伴う給水連絡工事	28,861	9,585 減
工事請負費	15,180	消火栓改良工事	15,180	4,140 減
有形固定資産減価償却費	676,516	構築物減価償却費	417,936	2,000 減
		機械及び装置減価償却費	216,041	3,500 減
固定資産除却費	21,440	構築物除却費	18,924	6,706 増
企業債利息	62,313	企業債利息(地方公共団体金融機構)	24,883	6,000 減
消費税及び地方消費税	34,146	消費税及び地方消費税	34,146	21,526 増

資本的收入及び支出

収 入

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 資本的收入		275,692	4,482	280,174
2 府交付金		24,228	162	24,390
	1 府交付金	24,228	162	24,390
4 工事負担金		9,315	4,320	13,635
	1 工事負担金	9,315	4,320	13,635

支 出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 資本的支出		1,330,787	1,308	1,332,095
4 府交付金返還金		0	1,308	1,308
	1 府交付金返還金	0	1,308	1,308

明 細				
節	金額 (千円)	備 考		(千円)
府交付金	24,390	府交付金	24,390	162 増
工事負担金	13,635	水道施設整備に伴う工事負担金	4,320	4,320 増

明 細				
節	金額 (千円)	備 考		(千円)
府交付金返還金	1,308	大阪府生活基盤施設耐震化等補助金返還金	1,308	1,308 増



第48号議案

平成29年度箕面市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成29年度箕面市公共下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成29年度箕面市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	( 計 )
(4) 主要な建設改良事業			
ア 汚水建設改良事業	458,675 千円	△142,449 千円	316,226 千円
イ 雨水建設改良事業	180,809 千円	△74,151 千円	106,658 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 収益的収入	2,554,670 千円	43,064 千円	2,597,734 千円
第1項 営業収益	1,774,900 千円	△6,648 千円	1,768,252 千円
第2項 営業外収益	779,770 千円	49,712 千円	829,482 千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	2,419,725 千円	△11,049 千円	2,408,676 千円
第1項 営業費用	2,267,293 千円	△19,026 千円	2,248,267 千円
第2項 営業外費用	141,040 千円	7,977 千円	149,017 千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額693,632千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額619,554千円」に、「過年度分損益勘定留保資金650,000千円」を「過年度分損益勘定留保資金550,000千円」に、「当年度分損益勘定留保資金18,573千円」を「当年度分損益勘定留保資金49,464千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,059千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,090千円」に改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 資本的収入	449,429 千円	△149,522 千円	299,907 千円
第2項 国庫交付金	212,972 千円	△110,872 千円	102,100 千円
第3項 負担金	130,657 千円	△38,650 千円	92,007 千円
	支 出		

第1款 資本的支出	1,143,061 千円	△223,600 千円	919,461 千円
第1項 建設改良費	720,945 千円	△216,600 千円	504,345 千円
第2項 企業債償還金	421,116 千円	△7,000 千円	414,116 千円
平成30年2月22日提出			

箕面市長 倉田哲郎

平成29年度箕面市公共下水道事業会計補正予算(第3号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道 事業収益			2,554,670	43,064	2,597,734	
	1 営業収益		1,774,900	△ 6,648	1,768,252	
		2 他会計負担金	171,434	△ 6,648	164,786	一般会計からの負担金
	2 営業外収益		779,770	49,712	829,482	
		1 他会計負担金	86,792	△ 608	86,184	一般会計からの負担金
		3 受贈財産長期前 受金戻入	369,784	2,800	372,584	受贈財産を財源とする固定 資産の減価償却費相当額
		6 国庫(府)補助金 長期前受金戻入	171,122	1,438	172,560	国庫(府)補助金を財源とする固 定資産の減価償却費相当額
		9 雑収益	38	46,082	46,120	土地使用料他

支 出 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道 事業費用			2,419,725	△ 11,049	2,408,676	
	1 営業費用		2,267,293	△ 19,026	2,248,267	
		1 汚水管渠費	115,638	△ 17,246	98,392	汚水管渠の維持管理に要す る費用
		2 雨水管渠費	54,705	△ 6,018	48,687	雨水管渠の維持管理に要す る費用
		10 汚水減価償却費	884,669	3,496	888,165	有形固定資産及び無形固定 資産の減価償却費
		11 雨水減価償却費	431,124	742	431,866	有形固定資産及び無形固定 資産の減価償却費
	2 営業外費用		141,040	7,977	149,017	
		3 消費税及び地方 消費税	39,177	7,977	47,154	消費税及び地方消費税

資本的収入及び支出

収 入 (単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的 収入			449,429	△ 149,522	299,907	
	2 国庫交付 金		212,972	△ 110,872	102,100	
		1 国庫交付金	212,972	△ 110,872	102,100	社会資本整備総合交付金
	3 負担金		130,657	△ 38,650	92,007	
1 他会計負担金		130,656	△ 38,650	92,006	一般会計からの負担金	

## 支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			1,143,061	△ 223,600	919,461	
	1 建設改良費		720,945	△ 216,600	504,345	
		1 汚水建設改良費	458,675	△ 142,449	316,226	汚水建設改良事業に要する経費
		2 雨水建設改良費	180,809	△ 74,151	106,658	雨水建設改良事業に要する経費
	2 企業債償還金		421,116	△ 7,000	414,116	
		2 雨水企業債償還金	110,459	△ 3,601	106,858	雨水企業債の償還元金
		3 流域下水道企業債償還金	176,217	△ 3,399	172,818	流域下水道企業債の償還元金

## 平成29年度 箕面市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	109,886	59,081	168,967
減価償却費	1,315,793	4,238	1,320,031
長期前受金戻入額	△ 692,028	△ 4,238	△ 696,266
業務活動によるキャッシュ・フロー①	739,769	59,081	798,850
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の取得による支出	△ 671,429	216,600	△ 454,829
国庫補助金等による収入	273,696	△ 143,872	129,824
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 435,830	72,728	△ 363,102
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債の償還による支出	△ 421,116	7,000	△ 414,116
一般会計負担金による収入	80,272	△ 5,650	74,622
財務活動によるキャッシュ・フロー③	△ 336,906	1,350	△ 335,556
4 資金の増加額④=①+②+③	△ 32,967	133,159	100,192
5 資金期首残高	3,716,284		3,716,284
6 資金期末残高	3,683,317	133,159	3,816,476

平成 29 年度(2017年度)

箕面市公共下水道事業会計補正予算(第 3 号) 参考資料

実施計画内訳書  
 収益的收入及び支出  
 収入

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 下水道事業収益		2,554,670	43,064	2,597,734
1 営業収益		1,774,900	△ 6,648	1,768,252
	2 他会計負担金	171,434	△ 6,648	164,786
2 営業外収益		779,770	49,712	829,482
	1 他会計負担金	86,792	△ 608	86,184
	3 受贈財産長期前受金戻入	369,784	2,800	372,584
	6 国庫(府)補助金長期前受金戻入	171,122	1,438	172,560
	9 雑収益	38	46,082	46,120

支出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 下水道事業費用		2,419,725	△ 11,049	2,408,676
1 営業費用		2,267,293	△ 19,026	2,248,267
	1 污水管渠費	115,638	△ 17,246	98,392
	2 雨水管渠費	54,705	△ 6,018	48,687
	10 污水減価償却費	884,669	3,496	888,165
	11 雨水減価償却費	431,124	742	431,866
2 営業外費用		141,040	7,977	149,017
	3 消費税及び地方消費税	39,177	7,977	47,154

節	金額(千円)	明 細		
		備 考		(千円)
雨水処理負担金	164,786	雨水処理負担金	164,786	6,648 減
水洗便所普及費負担金	3,449	水洗便所普及費負担金	3,449	1,051 減
高度処理維持管理負担金	26,312	高度処理維持管理負担金	26,312	2,483 増
その他一般会計負担金	33,963	流域企業債利息(臨時措置分)	6,968	307 減
		減価償却費(流域臨時措置相当分)	26,875	1,733 減
受贈財産長期前受金戻入	372,584	受贈財産長期前受金戻入	372,584	2,800 増
国庫(府)補助金長期前受金戻入	172,560	国庫(府)補助金長期前受金戻入	172,560	1,438 増
その他雑収益	46,086	流域下水道維持管理負担金精算金	46,029	46,028 増
		都市技術センター助成金	54	54 増

節	金額(千円)	明 細		
		備 考		(千円)
委託料	25,183	下水道施設清掃業務委託	9,473	3,438 減
		下水道施設調査業務委託	6,102	9,582 減
材料費	4,227	工事用材料	4,227	4,226 減
委託料	9,369	下水道施設清掃業務委託	2,233	4,811 減
材料費	1,208	工事用材料	1,208	1,207 減
汚水有形固定資産減価償却費	723,008	排水施設減価償却費	692,693	2,601 増
		リース資産減価償却費	131	110 増
汚水無形固定資産減価償却費	165,157	猪名川流域下水道施設利用権減価償却費	109,667	630 増
		安威川流域下水道施設利用権減価償却費	55,490	155 増
雨水有形固定資産減価償却費	430,324	排水施設減価償却費	429,556	669 増
		リース資産減価償却費	87	73 増
消費税及び地方消費税	47,154	消費税及び地方消費税	47,154	7,977 増

資本的收入及び支出

収入

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 資本的收入		449,429	△ 149,522	299,907
2 国庫交付金		212,972	△ 110,872	102,100
	1 国庫交付金	212,972	△ 110,872	102,100
3 負担金		130,657	△ 38,650	92,007
	1 他会計負担金	130,656	△ 38,650	92,006

支出

款・項	目	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)
1 資本的支出		1,143,061	△ 223,600	919,461
1 建設改良費		720,945	△ 216,600	504,345
	1 汚水建設改良費	458,675	△ 142,449	316,226
	2 雨水建設改良費	180,809	△ 74,151	106,658
2 企業債償還金		421,116	△ 7,000	414,116
	2 雨水企業債償還金	110,459	△ 3,601	106,858
	3 流域下水道企業債償還金	176,217	△ 3,399	172,818

		明 細			
節	金額(千円)	備 考		(千円)	
汚水国庫交付金	72,250	汚水国庫交付金	72,250	70,342	減
雨水国庫交付金	29,850	雨水国庫交付金	29,850	40,530	減
雨水企業債償還金負担金	38,829	雨水企業債償還金	37,651	5,512	減
		雨水企業債償還金(特例措置分)	1,178	138	減
建設改良負担金	53,177	雨水建設改良負担金	50,333	33,000	減

		明 細			
節	金額(千円)	備 考		(千円)	
委託料	84,850	下水道長寿命化対策管路調査・実施設計業務委託	66,803	9,013	減
		その他委託	18,047	2,874	減
工事請負費	212,935	工事請負費	212,935	130,562	減
委託料	43,206	下水道長寿命化対策管路調査・実施設計業務委託	21,199	32,153	減
		下水道雨水幹線改修及び新設実施設計業務委託	18,644	10,754	減
		その他委託	3,363	410	減
工事請負費	42,822	工事請負費	42,822	30,834	減
雨水企業債償還金	106,858	企業債償還金(その他金融機関)	2,666	3,601	減
流域下水道企業債償還金	172,818	企業債償還金(その他金融機関)	14,935	3,399	減

